令和4年第2回基山町議会(定例会)会議録(第4日)																	
招集年月日 令和4年6月3日																	
招集の場所	基山町議会議場																
開閉会日時	開議	令	和4年	6月	6	3	9 時 3 0 2			亡	議	長	重	松	_	徳	
及び宣告	散会	令	和4年	6 月	6	3	1 4	4 時 1 5 分			議	長	重	松	_	徳	
応 (不応)	議席 番号		氏	名		<u>出</u>	出席等) 別	議席 番号		•	氏		名			出席等の別	
招議員及び	1番	E	中 村	絵 理			出	8番		ì	河 野		保 久			出	
出席並びに	2番	=	天 本	勉			出	9番			鳥 飼		勝	美		出	
欠席議員	3番	ŧ	公 石	健	車 児		出	10番			大 山		勝	代		出	
出席12名	4番	-	大久保	由美子			出	11番		1	品川		義	則		出	
欠席0名	5番	5	末 次	明			出	12耄	12番		松石		信	信男		出	
(欠員1名)	6番		束 野	久	明		出	13章	番	重		松	_	徳		出	
会議録署名議員			12番		松	石	信男	I 7	1	番	:	ı	中木	寸 糸	会 耳	里	
職務のため議場に 出席した者の職氏名				5月長) 上 克 哉			(係長	長) 野 周			次		(書記	王) 口	結	花	
	町		長	松	田	_	也	産	業 振	興	!課	長	栁	島	_	清	
	副	町	長	酒	井	英	良	まちづ		<	り課長		井	上	信	治	
	教	育	長	長柴田			範	定住促			主課	長	Щ	田		恵	
地方自治法 第121条	総務	割	果長	熊	本	弘	樹	建	設	1	課	長	古	賀		浩	
第121条	企画政	策	課長	亀	Щ	博	史	会	計	管	理	者	寺	嵭	博	文	
より説明の	財 政	割	果長	平	野	裕	志	教育	育 学	: 習	引課	長	今	泉	雅	己	
ため出席	税務	割	果長	酒	井	智	明	福	祉言	課	参	事	中:	牟田	文	明	
した者の	住 民	訓	果長	毛	利	博	司	ے ک	ぎも誤	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	:育園	長	佐	藤	定	行	
職氏名	健康增	課長	藤	田	和	彦	産業振興調			課参	事	大	石		顕		
	福祉	訂	果長	吉	田	茂	喜	まち	づくり) 課	図書館	馆長	城	本	直	子	
	こど	Ł	課 長	山	本	賢	子	建	設	課	参	事	権	藤	貞	光	
議事	日 程	程			のとは	さり											
会議に付した事件				別紙のとおり													
会議の			別紙の	のとは	さり												

会議に付した事件

日程第1 同意第1号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて 日程第2 同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて 日程第3 議案第17号 下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事(2工区) 請負契約について 日程第4 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例等の一部を 改正する条例) 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例 の一部を改正する条例) 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度基山町一般会 計補正予算(第15号)) 議案第19号 令和4年度基山町一般会計補正予算(第1号) 日程第8 日程第9 議案第20号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第10 議案第21号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第11 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第12 報告第3号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について

日程第14 委員会付託

~午前9時30分 開議~

〇議長(重松一徳君)

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。 これより直ちに開議します。

日程第1 同意第1号

〇議長(重松一徳君)

日程第1. 同意第1号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

〇5番(末次 明君)

おはようございます。今回、お二人の方が委員に選任されております。お一人の方は任期 満了、そして、お一人の方は前任者が辞任されたという理由ですが、2年の任期のようです けれども、1度に2名の委員を選定するというのは非常に御苦労かと思っております。私が 思っているような方は大体いつもなられているみたいなんですが、今回、さらにまた現区長 もなられておるみたいなんですけれども、この委員会の委員の選定方法はどのような形でど なたが最終的に決定されているんでしょうか。

〇議長 (重松一徳君)

酒井税務課長。

〇稅務課長 (酒井智明君)

今回、同意議案ということで2件上程をさせていただいております。この選任につきましては、1名の方、同意第1号のほうが任期満了ということでございます。後任の方を選任するに当たりまして町内にお住まいの方で適任の方をというところで、今回上程をさせていただいております方につきましては司法書士の資格を有してありまして、長年、法務関係の仕事に携わってこられてあります。また、平成21年5月からは町内で司法書士事務所を開業されておられます。このようなことから、専門的な見識があり、また、地域の実情に精通し、地域住民からの信頼も得られてあるというところから適任の方であると考えましたので、選任をさせていただいているところでございます。

決定につきましては、こういうふうな上程でよろしいでしょうかという起案を上げまして 町長の決裁を受けているところでございます。

〇議長(重松一徳君)

末次議員。

〇5番(末次 明君)

この固定資産評価審査委員会ですけれども、年間どの程度の頻度で開催されておって、役場ではどなたが出席されておって、町民にというか、議会とかにも公開できるような案件というのはふだんはないんでしょうか。その辺りをお伺いいたします。

〇議長(重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

基山町の固定資産評価審査委員会の開催につきましては、基本的には1回は行っております。その中で、今の固定資産の状況等を委員の方に説明させていただいておるところでございます。もし固定資産税に関する不服の申出がございましたときには、都度開催のほうをしていくというスタンスでございます。(発言する者あり)

この審査委員会に出席するメンバーにつきましては、固定資産評価審査委員の方が3名おられます。書記が2名と、評価員として副町長が出席されてあります。それと、評価補助員といたしまして5名が出席をしております。

〇議長(重松一徳君)

ほかに。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

この同意を求めるというところには触れないので申し訳ないんですけど、2人目の方が今回、前の方が辞任されたので、次に尾石さんの同意をということなんですけど……

〇議長(重松一徳君)

これは日程第2の部分ですね。

〇4番(大久保由美子君)

ああ、ごめん、いいですかね、一緒に。

〇議長(重松一徳君)

いや、ちょっと待ってください。日程第1の同意第1号についてお願いいたします。いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

日程第2 同意第2号

〇議長(重松一徳君)

日程第2. 同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

失礼いたしました。じゃ、そこの2号の件ですね。前任の方は多分区長会長だったと思うんです。そして、今回この尾石さんもまた区長会長になられて、この尾石さんを同意をということで案件が出ていると思うんですけど、こう考えると、じゃ、区長会長がこの固定資産評価審査委員にレールが敷かれているんですかね。ちょっとそういうふうに取れるんですよね。

それから、昨日の一般質問の中にも女性の審議委員がいないという質問もございましたので、こういうときこそ女性をこの中で、せっかくお二人も今回同意で承認が必要なことであれば、そういう検討をなぜなさらなかったのか、その2つをお尋ねします。

〇議長(重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

今現在、区長会長のほうになっていただいて、7月1日からは、ここに上程させていただいておりますように、また区長会長のほうにお願いをさせていただいております。

固定資産評価審査委員につきましてどういった方がふさわしいかというところで検討をする際に、やはり地域の実情に精通してあり、地域住民からの信頼、また、専門性も含めた見識がある方といったところを重点に置いて選任をさせていただいているところでございます。

そういったことからいたしまして、固定資産評価審査委員の選任につきましては、まず、 固定資産評価審査委員にふさわしい方ということを調べさせていただいて、今回も区長会長 になりますが、選任をさせていただいておるところでございます。

選任の方法につきましては、今、議員のほうからも御意見がございましたので、今後、女性の委員ですとか、そういったいろんな選任方法というところにつきましてはいろいろと研究をさせていただいて、そういうふうに取り組んでいきたいというふうに考えます。

〇議長 (重松一徳君)

いいですか。

ほかにありませんか。河野議員。

〇8番 (河野保久君)

すみません、先ほどの説明の中で補助員の方が5名おられると言っていましたね。補助員 の方というのはどういうことをなさるんでしょうか。誰がやっているということじゃなくて、 役割。

〇議長(重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

この補助員、先ほど5名と申しましたけれども、この税務課職員でございます。それで、 この委員会のほうに出席をいたしまして、実際の固定資産課税の実務のことですとか、そう いったところについてのこちらからの発言といいますか、説明とか、そういったところをさ せていただいております。

〇議長 (重松一徳君)

ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ないようですので、同意第2号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第17号

〇議長 (重松一徳君)

日程第3. 議案第17号 下工4補第2号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事(2工区)請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ないようですので、議案第17号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第18号

〇議長(重松一徳君)

日程第4. 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

日程第5 承認第1号

〇議長(重松一徳君)

日程第5. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例等の一部を 改正する条例)を議題とし、本案に対する質疑を行います。桒野議員。

〇6番(桒野久明君)

今回、地方税法の一部改正ということで町の条例が変わっていくということで、4月1日 からの施行になっていますので、審議するいとまがなかったものでと、そこは私は理解して いるんですが、内容の周知とか、そこら辺について質問いたします。

議会承認、本日というか、最終日に承認された場合、そこが正式に認められた形になると思うんですが、周知の面、こういった4月1日から開始するような地方税の関係ですね、こういったものをやる場合は、周知は、要するに広報等に載せる場合はいつの時点を考えているのか。この承認を受けてからするものがあったり、色分けをしているのか、そこら辺についてお願いしたいんですが、今回、資料の7ページ、8ページでありますけれども、内容が固定資産税の分ですね。実際は周知の部分では、4月1日号で1項目めの分については一部記載されている。2項目めについては、例えば、2年間延長されたとか、そういったものの内容ですね、これはその日には周知していないんですが、そこら辺がありまして質問しております。

〇議長(重松一徳君)

酒井税務課長。

〇稅務課長 (酒井智明君)

今回の税法の改正に伴いまして住民の方への周知につきましては、まず、主なものとしては7ページに記載しております。そういったところにつきまして、今回、6月議会に上程をさせていただいておりますので、方法、手段としては町のホームページ、広報きやま等ございます。この住宅関係、省エネ改修とかは町の税務課のカウンターのほうにこの内容を網羅した説明書を今置いておるところですけれども、この議会にも上程をしておりますので、速やかに住民の方へは分かりやすい形で周知のほうを図っていくように考えているところでご

ざいます。

〇議長 (重松一徳君)

桒野議員。

〇6番(桒野久明君)

といいますのは、1項目めのほうについては、新型コロナウイルス関係で固定資産税の税額が増額の部分を期間を置いてやりますということで、負担を軽減させているという内容ですが、2項目めについては、実質は内容を見て町民が申請しないと施行できない、また、税額の減額の措置ができないというようなことだろうと思うんですよね。そういった場合では、やはり住民が必ずその内容を知っていないと、要するに設備工事をやった場合に申請できないもんで、周知を必ずお願いしたいと思うんですが、そこら辺、昨日の一般質問にかぶりますけれども、区長会等々ではしっかり周知をしていただきたいなとお願いしたいんですが。

〇議長(重松一徳君)

答弁はいいでしょうか。(「答弁をお願いします」と呼ぶ者あり) 酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

今、議員のほうから御意見がございましたように、そういったところを踏まえまして、住 民の方へは分かりやすい形で周知のほうをさせていただきたいと思います。

〇議長(重松一徳君)

ほかにありませんか。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

まず、同じようなところの質問で資料の7ページですね。1の固定資産のほうですね。これは今年度限り、令和4年度限りという措置なんですけれども、新型コロナウイルスですから事情はよく分かりますけど、固定資産税は基山町に入る財源ですけど、これによって課税者というんでしょうか、課税者の数とどれぐらいの減額がされるのか、1つ目はそれをお尋ねします。

〇議長 (重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

今回の負担水準の5%から2.5%に加算する分が下がります。それに伴いまして影響とな

る減収額、これにつきましては約800万円ほどでございます。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

新型コロナウイルスの時期とはいえ、結構大きい数字ですね。

それから2番目は、先ほど乗野議員もお尋ねされた2年延長になったということは、これは本当に申請しないとこの減額措置ができないというような改正ですので、周知が本当に必要だなと思っておりますけど、じゃ、今まではどれぐらいの方が申請されたのかをお尋ねします。

〇議長 (重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

今までの制度の中でこの省エネ改修工事に係る申請の状況につきましては、ここ3年の状況としましては、この省エネ改修工事に係る申請はあっていないところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

要するに一人もなかったということですよね。だから、桒野議員じゃないんですけど、周知がちゃんとできているのかどうか。そして、これは新型コロナウイルスによる措置なんですよね。だから、要するに困っていらっしゃる方になおそこで補足というか、補助じゃないですね、そういう措置をしようというところだから、ぜひ周知のほうをですね、建設会社も多方面からされると思うから、ぜひそこら辺を再度私のほうからもお願いしたいと思います。以上です。

〇議長(重松一徳君)

ほかにありませんか。桒野議員。

〇6番(桒野久明君)

もう一回ありますので、もう一回確認の意味で、2項目めの分で申請される場合の対象、 住宅ということで書いていますけれども、一般の家庭の住んでいる住宅は当然入ると思うん ですが、あと、事務所、または事務所兼住宅、ここら辺はどこら辺まで対象になるのか、お 願いします。

〇議長 (重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

今回の対象になりますのは住宅で、貸家等は含みません。事務所等も含みません。それで、 併用住宅になっている分につきましては、その居住用部分のみが対象となって、面積での案 分という形になります。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、承認第1号に対する質疑を終結します。

日程第6 承認第2号

〇議長 (重松一徳君)

日程第6.承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

幾つかありますので、まとめてお伺いをいたしたいと思います。

まず1つ目が、この賦課限度額については、地方税法で規定して、課税の最高限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定するものと私は思っています。ですから、分かりやすく言えば、基山町も国保税を据え置いたりやっていますが、県から標準税率を言ってきたとしても、基山町の判断で税率は決めるということもやっているわけです。ですから、そういうことができると思うがというのが1つですね。基山町の判断でできると。国が決めたからというわけではないのではないかと。

それから2つ目が、今回の引上げによりまして上限額が上がるわけですけれども、その世帯数については説明がなされたと思っています。私、はっきりしませんので、その最高限度額に達する世帯が何世帯なのか。それと、その中で、もし分かれば18歳以下の子どものいる世帯は何世帯含まれているのか。分からなければ、これは後で結構です。

それから3つ目ですが、この上限額に達する世帯の所得は何万円になるのか。

4つ目ですが、今回の引上げによりまして国保税の歳入が増えるわけですよね。その増収 分は何万円か、何千万円か分かりませんが、幾らになるのかですね。

この4つをお答えください。

〇議長 (重松一徳君)

吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

まず、1点目の限度額につきまして町の判断で決定してよいかというところですけれども、 限度額につきましては条例の定めるところにより市町村が定めるということになっておりま すので、課税限度額より低い額を市町で定めても問題はないというところで、法令の解説書 には違法ではないということで記載がされております。

ただし、賦課限度額につきましては所得階層別の負担ができるだけ公平になるように設定 されているものでありますので、賦課限度額を低く設定することにつきましては、その分、 低・中所得者層の負担が重くなるということになりますので、町としましては公平性を考慮 しまして毎回政令どおりに設定しているものでございます。

2点目の上限を超える世帯につきまして、改正前につきましては39世帯ございましたけれども、上限が今までは99万円だったんですけれども、上限が102万円に上がることによりまして、その世帯は37世帯ということで2世帯ほど減少をするものです。

その中で18歳以下の子どもがいる世帯につきましてということでしたけれども、そこはまだ把握をしていない状況です。

3番目の上限に達する所得といたしましては、1人世帯で計算いたしますと、七百二、三 十万円の収入のところで大体限度額に達するというような推計をしているところです。

それから、今回の限度額改正によりまして歳入がどれぐらい増加するかというところですけれども、税収の増額見込みといたしまして約110万円ほどの増額の見込みをしているところです。

〇議長 (重松一徳君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

最高限度額について基山町の判断でできますよということですよね。ですから、やはりこ

れだけ国保税が高いという中で、もちろん今回は高額所得者に応分の負担をというような触れ込みですが、これが果たしてそうなのかというところにちょっと疑問を感じておるところです。

上限額になる世帯、これは1人世帯の場合だけおっしゃいましたけれども、標準世帯とか、 その辺についてももし分かればお聞きしたいと思います。それは答えられますか。

〇議長(重松一徳君)

吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

世帯につきましていろんなパターンがございますけれども、今推計しているのは一応1人世帯というところで、単純にお一人世帯のところで賦課限度額の収入がどうなるかということを推計しておりますので、例えば、4人世帯とか子どもが何人いるとか、そういったパターンでは推計していないところです。

〇議長 (重松一徳君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

それは推定できますか。いや、今答えられないなら後でいいですけれども、ぜひその辺をですね、さっき言いました18歳以下の子どもがいる世帯も含めて、標準世帯というのは、普通、夫婦と子ども2人とか、いろいろ――国保税はどがんなっとっか忘れましたけど、その辺については、今答えられなければ後で結構ですので、ぜひとも答えていただきたい。もしくは委員会の中でも説明していただきたいと思います。

以上です。

〇議長(重松一徳君)

委員会でいいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、委員会で報告をお願いいたします。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

日程第7 承認第3号

〇議長(重松一徳君)

日程第7. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度基山町一般会計補正予算(第15号))を議題とし、本案に対する質疑を行います。いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第19号

〇議長(重松一徳君)

では、日程第8. 議案第19号 令和4年度基山町一般会計補正予算(第1号)を議題とし、 本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。21ページありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

22ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

23ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

24ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

25ページ。いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

事項別明細書に入ります。

では、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、12款2項1目。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

13款1項2目、4ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

5ページ、14款2項1目、3目、8目。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

6ページ、15款2項1目、2目、4目、6目。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

6ページの1目.総務費県補助金のところの節でいうと、佐賀県まち駅づくり化プロジェクト事業、私、このタブレットの調子が悪かったので、メモをしたのが全部消えているので、 ここの説明はあったんですかね。これは歳出もあると思うんですけれども。

〇議長(重松一徳君)

山田定住促進課長。

〇定住促進課長(山田 恵君)

こちらの15款2項1目の佐賀県まち駅づくり化プロジェクト事業費補助金につきましては、こちらのほうが当初予算でけやき台駅の業務委託に伴う事業を委託料として130万円組んでおりましたが、そちらのほうの基山町が独自で単費としてつける予算のうちの2分の1について県のほうから補助金としていただけるように決まりましたので、今回、歳入だけ予算を計上させていただいております。

具体的な金額としましては、まず、基山町がSGKのほうと業務委託を130万円で締結しております。その130万円のうち、JRから基山町のほうに受託費としてお金が入ってくる分が約94万3,000円、その残りの35万7,000円のうちの半分、2分の1が県の補助17万8,000円ということで補助をいただくようになりましたので、今回、補正予算で計上させていただいております。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

それでは、次に進みます。

7ページ、15款3項1目、5目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

8ページ、16款1項2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

9ページ、16款2項2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

10ページ、17款1項4目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

11ページ、18款1項10目。いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

12ページ、20款1項2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

13ページ、20款5項3目。いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

14ページ、21款1項1目、7目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

歳出に入ります。

15ページ、3款2項1目、2目、3目。中村議員。

〇1番(中村絵理君)

すみません、ここは私は担当なので委員会のほうでも詳しく聞かせていただきたいんです

が、ここの1款1項1目の一般管理費の12節. 委託料ですけれども、例規整備等支援業務委託料、これは条例の改正に伴うということで、定年延長のために、定年が長くなるからここのところを委託でやるということなんですけれども、ここは基本的に延長の仕方とか、いつからこれをやるのか、来年1月からやるのか4月からやるのか、この延長の仕方によって全然内容が変わってくると思うので、そういう対象者とかも変わるし、そこら辺をもうちょっと詳しく教えていただけないかなと思っております。よろしくお願いします。

〇議長(重松一徳君)

熊本総務課長。

〇総務課長 (熊本弘樹君)

この分につきましては職員の定年が最終的には65歳まで延長されることになりますけれども、来年度、令和5年度に退職分から段階的に最終的には65歳定年という形になります。そういった意味で、条例並びに規則、要綱等、三十数本だったと思いますけれども、例規を改正する必要がございます。この分については国のほうがある程度示しはしておりますけれども、その内容について精査をする必要がございますので、委託をさせていただいて、その支援を受けるというものでございます。

〇議長 (重松一徳君)

中村議員。

〇 1 番 (中村絵理君)

ということは、令和5年度からで段階的にと今おっしゃったので、その形で進めていくと いう認識でよろしいですね。

〇議長 (重松一徳君)

熊本総務課長。

〇総務課長(熊本弘樹君)

適用は令和5年度退職分からの適用ということで考えております。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

では、次に行きます。

16ページの続きです。 2 款 1 項 4 目、5 目、6 目. 企画費まで。いいでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

17ページ、2款1項7目、13目。松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

これは6目の17ページの甘木鉄道運行維持対策事業負担金もよろしいですか。

〇議長(重松一徳君)

はい、どうぞ。

〇3番(松石健児君)

年度当初にもこの甘木鉄道に対しては各関連市町が負担金を支払っているような状況で、今回、燃料の高騰等での支援ということを伺っております。これは我々の所管ではあるんですけれども、相応の負担をするべきところは分からなくはないんですが、甘木鉄道自体の今後の運行対策、例えば、観光事業等々について、これまでもそうなんですけれども、集客も含めて乗客を増加させる対策とか、あるいは甘木鉄道を使った飲食をするような列車が夏場走ったりもしていますけれども、そういった年次の計画とか、なかなか我々のほうには情報が入ってきていないようなところもあります。負担は必要だと思うんですけれども、そういった甘木鉄道の運営側から企業努力といいますか、そういったところはどういうふうに町としては受け止められているんでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

山田定住促進課長。

〇定住促進課長(山田 恵君)

今回の甘木鉄道運行維持対策事業負担金を求められるに当たりまして、甘木鉄道のほうから、現在の経営収支の状況、それと、経営収支の改善に向けた対策などをお伺いしております。甘木鉄道としましては、収益としては外出自粛の期間等、イベントが全部開催ができなかったので、今後は積極的にコロナ禍の状況を考えながらイベントを開催していきたいということで、あと、現時点では運賃の改定は考えてはいないけれども、いよいよになった場合は運賃の改定まで考えていきたいというような説明を受けております。

それと、便利さの再周知の強化や乗客の掘り起こし等も積極的に行いたいということで、 今まで甘木鉄道がホームページのほうをつくってあったんですけれども、なかなか皆さんわ ざわざホームページは見られないということで、基山町もやっておりますが、新たにLINEのアカウントを甘木鉄道のほうでつくられたそうです。LINEのほうで、例えば、今日の何時の電車が遅れていますとか、随時そういった情報を発信したり、運転士じゃないと分からないような洗車の動画を出したりとかをして、なるべく甘木鉄道に興味を持ってもらったり、ああ、じゃ、乗ってみようかなとか、ああ、便利になったなと思っていただけるような情報発信はしていっているということでありました。

以上です。

〇議長 (重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

基山町を含め、各関連市町の負担額というのは相当な額になっていると思うんですね、毎年の金額も含めて。今回は燃料高騰に関しての臨時的なものかもしれませんけれども、やはりそこに補助をするということに対して、企業がそれに対してどれだけの努力をしているかというところを見せていただかないと、今後ずっとこういうのが続けば、JR九州とかでもコロナ禍の中でも運営はかなり厳しかったと思います。そういう中でも、やはり「ななつ星」や「36ぷらす3」ですかね、あそこまで甘木鉄道がお金をかけられるかどうかというのは別ですけれども、細かい小手先の予算を追加して維持していくより、町長とかが出られているのかもしれませんけれども、運営会議の中である程度予算を拠出して魅力ある甘木鉄道にしていく必要があるんじゃないかと思いますし、太刀洗町の平和記念館ですかね、ああいったところへの観光とか、あるいは逆に甘木・朝倉方面から基山町への観光の集客とか、そういったこともいろいろまだ考えられるところはあると思います。そういったものを甘木鉄道側のほうから逆に、予算を拠出してもらうためにこういう策を考えていますということをもっとPRしていただく必要があると思うんですけど、再度お願いします。

〇議長 (重松一徳君)

山田定住促進課長。

〇定住促進課長(山田 恵君)

甘木鉄道の収支の見通しというか、当初からの変更としましては、車両の交換を予定した 年度を今の状況で交換するのが厳しいということで先送りして、その分、基山駅と小郡駅に 電光掲示板をつけ、乗客の人に電車の発車時刻やその他の状況、基山町や小郡市のまちの情 報等の発信などを行っているという報告は受けております。

それと、赤字への対応としましては、新型コロナウイルスの影響で地域鉄道の事業を持続するためには、昨年同様、基金を充てるということも考えておりますが、今回につきましては新型コロナウイルスの臨時交付金があったということで、基金ではなく臨時交付金でお願いしたいということでした。ただし、これだけマイナスだったのでお願いしますということではなく、基金の活用についても本気で検討はしていますというような報告は受けております。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

甘木鉄道は非常に重要な地域公共交通なんですが、取締役会と、あと、自治体の運営委員会みたいに2種類組織がありまして、かなりいろんな意見交換をさせていただいております。おっしゃるように、今は乗客数は観光を除いてほぼ戻っています。観光で外国人が今減ってしまっているので、今後、外国が今少しずつ門戸を開いていますので、また前みたいに外国人をいかに甘木鉄道のほうに引っ張ってくるかという話と、それからもう一つは、立野駅のところの桜であったり、朝倉市の甘木駅のところの桜であったり、いわゆるインスタ映えするところに対して全国からカメラマンが来ているようなことがありますので、そういったことをもう少し積極的に受け入れるようなことができないかとか、そういった議論がこの前の取締役会の中でもされたところでございます。

一般的なところでいうと、沿線に企業がどんどんできておりますし、それから、今回コストコなんかも線路沿いといえば線路沿いになるので、その辺のところも含めて戦略を考えていこうということで、取締役会の中ではいろいろ意見交換をさせていただいているところでございます。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。末次議員。

〇5番(末次 明君)

2款1項6目18節の旅客自動車運送事業者支援事業について、資料の37ページをお願いしたいんですけど、松田町長にお答えしていただけたらばというふうに思うんですけれども、コロナ禍になって、半年ぐらい前になるんですが、ある町民の方から深刻な相談を受けまし

た。高齢者で2人暮らしということで、あまり外出はしないが、必要なときはタクシーを使ってあるということです。ある夜中に体調が悪くなって、急病であったために仕方なく救急車を呼んで病院に行かれたそうです。救急車を使うのは恥ずかしくてあまり使いたくないが、周りに身内や親しい友人がいないので、救急車で行ったということなんですが、診療が終わって体調も戻ったので、夜中の3時頃なんでしょうね、帰ろうと思ってタクシーを探したらタクシーが全くないということだったらしいんですよ。

それで、私もこの相談を受けた翌日に基山タクシーに行って、今、基山タクシーは24時間稼働しているんですかと聞いたら、大体夜中の12時ぐらいではやめているということだったです。予約とかは別として。それで、今度ネットとかで周辺の市町を調べても、なかなか24時間は稼働をしていないということが現実らしいんですよね。

これがこの件には直接関係ないんですが、今回、基山町がこういう支援金を出すということであれば、タクシーの業者のほうにもきちっと話ができると思うんですが、今後こういうふうな地方の基山町みたいな町はだんだんタクシーが夜中には使えない。これは基山町だけの問題やなくて、国、県の問題かと思うんですが、広域で使えるようなシステムは何かできないか。今では安全も金で買えなくなった。要するにタクシーを呼ぼうと思っても呼べないとなると、どうしたらいいだろうかという本当に深刻な相談だったんですが、たまたま今回こういうふうな議案が出たので、それだったら、ちょっと町の考えを聞いてみようと思って、今質問をしております。

以上です。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

2つの側面があると思います。まず1つは、タクシー、輸送会社の面ですね。もう一つは、受入れ側の病院の話ですね。私もそれに近い話を聞いたんですが、3時ぐらいに診療が終わって、5時までタクシーが来ないけん、どうぞ待合所に待っとってくださいというふうに病院は言ったという話だったので、まずはその時間帯に開いている病院というと、この付近には3つしかないので、その3つの病院に実態調査をするのと、あと、ロビーに待っとってくれというんじゃなくて、ちゃんと部屋なりなんなりを用意するようなことができないのかということは、担当課のほうにはそれをまず3つの病院に当たるようにすぐ指示したところ

でございます。

まだその後どうなったかという結果までは聞いておりませんので、担当課の課長のほうからそのやり取り等についてはまずはやってもらいたいと思いますけれども、あと、もう一つのタクシーのほうは、たしかどこか1か所のタクシーは24時間で動いていたような記憶がありますので、やっぱり普通の大きいところが動いていないと、みんな動かないみたいな感じになると思いますので、その辺のまず情報をきちんと整理して皆さんに伝えるということが大事かなというふうに思っているところでございます。

なかなかコストの面でやめているところに、もちろん補助金か何か出せば別でしょうけれども、それをそこに補塡するというのがなかなか現実的ではないので、まずはそういう情報をもう少し分かりやすくすることと、病院側の協力を求めること、この2つが大事かなというふうに思っております。

〇議長 (重松一徳君)

末次議員。

〇5番(末次 明君)

今回のこの事業で交付金とかで相手の業者と話をされるときは、町民の安心・安全も皆さん方には本当に御迷惑をかけているんですよという話をしていただいて、タクシーが動くということがやっぱり生命にも関わるというようなことを話しながら、まちづくりに協力をしてくださいということで、回答はいいですけれども、その辺りをしっかりと業者の方には伝えてほしいと思います。

以上です。

〇議長(重松一徳君)

藤田健康増進課長。

〇健康増進課長 (藤田和彦君)

先ほど町長からありました病院の話ですけど、夜間に診療に行かれて、治療が終わって帰ってもらうまでにタクシーが来ないという場合には、やはり町長が申されましたように、ロビー等で待っていただくようにされてあるそうです。そこを病院にお願いしまして病室の一室でも借りられるようにお願いには回りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〇議長 (重松一徳君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

資料の37ページいいですか。

〇議長(重松一徳君)

はい。

〇12番(松石信男君)

資料の37ページ、お伺いします。

事業的には基山タクシーへというふうな説明がされたと思っています。それで、財源内訳の中でこれは何かなと思ったのが、町費が1,000円入っていますよね。これは私的には頭出しということで、どんどん増えていくのかなというふうな感じもするわけですけれども、この意味について説明ください。

〇議長 (重松一徳君)

平野財政課長。

〇財政課長 (平野裕志君)

これは臨時交付金事業で取組をさせていただくようにしていますけど、歳出側の事業費ベースで100万円、それに対して臨時交付金の充当額が93万9,000円ということで、残りの6万1,000円を町のほうの負担でということで予算の編成をやっていますけど、6万1,000円のうち、ふるさと応援寄附金のほうを、基金の充当を今万単位でやっていますので、千円単位の端数の部分については充当せずに一般財源でというつくりでやっておりますので、さっき申されたような頭出しとか、そういう意味合いではなくて、端数の分を一般財源で手当てをしているという意味でございます。

〇議長(重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回の単価ですね、タクシー5万円、バス10万円、この単価の根拠と、それから、町内に も運送業、要するに新型コロナウイルスで経営が厳しくなっているのに加えて原油の高騰で の補助だと思うんですけれども、町内にも運送の事業者がいっぱいいらっしゃいますけれど も、そういった方々への支援というのは検討はされていないんですか。

〇議長(重松一徳君)

山田定住促進課長。

〇定住促進課長(山田 恵君)

こちらのタクシー1台5万円、コミュニティバス1台10万円の根拠になりますが、まず、 タクシーもコミュニティバスも両方になりますが、原油価格高騰分というくくりと事業継続 分という2つの考えを足したもので支援金の積算の金額を出しております。

まず、タクシーの原油価格高騰分ですが、令和3年1月から4月までの分と令和4年1月4月までのLPガスの単価の高騰額を出しております。それとあと、1台当たりの1か月の平均給油量、高騰額と1か月当たりの平均給油量を掛けまして、それの4か月分ということで一旦原油価格高騰分という金額を出しております。

事業継続分につきましては、車両維持管理のための固定費、任意保険と自賠責保険、自動車税と重量税になりますが、こちらの金額の同じ4か月分を事業継続分としております。

原油価格高騰分と事業継続分を足して、それぞれ2分の1の金額を足して出した金額が約5万8,000円となりますので、上限5万円ということで算出をしております。

あと、コミュニティバスにつきましては、原油価格高騰分は同じになりますが、令和3年 1月から4月までと令和4年1月から4月までの、こちらのほうはガソリンの単価になりますが、それの高騰額と、1台当たりの1日の平均給油量を掛けまして、それの4か月分で出しております。

事業継続分につきましては、またこちらはタクシーと同じになりますが、車両維持管理の ための固定費、それの4か月分を出しております。

原油価格高騰分と事業継続分をそれぞれ2分の1しまして、合計で出した金額が約8万7,000円——すみません、コミュニティバスにつきましては、数字のほうをもう一度精査して後ほど報告させていただきたいと思います。

旅客自動車運送事業者以外、町内の旅客自動車運送事業者というのが基山タクシーだけとなりますが、それ以外の運送事業者につきましては産業振興課のほうで予算を計上しております中小企業者の支援のほうで見ていきたいと考えております。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

何でこの事業が定住促進課なのかがいまいち分からないのと、それから、今説明いただい

た分は資料として頂けないかと思います。

それから、ほかの業者については産業振興課ということですけど、今回2つですよね。新型コロナウイルスの影響と原油高騰の影響と2つあるから、こんな大きくなっていると思うんですけれども、産業振興課がすると、プラスで同じような計算式でやって支援金を決めていくとかされるわけですか。新型コロナウイルス、原油の高騰、そういった関連する事業所がありますよね。そういうふうな積算で支援金の上限とか、範囲とか、金額とかを加増したり、そういうことはされるわけですか。

〇議長(重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事 (大石 顕君)

産業振興課で考えている中小企業の緊急対策支援についてですけれども、議員のおっしゃったとおり、新型コロナウイルス関連で影響を受けた売上げ関係と、原油価格高騰関係で影響を受けた経費関係の上昇、そういったところの2点を確認させていただいて支援金を交付するように考えております。

〇議長(重松一徳君)

山田定住促進課長。

〇定住促進課長(山田 恵君)

まず、こちらの旅客自動車運送事業者支援をなぜ定住促進課のほうで予算を計上して行うかということにつきましては、こちらのほうがタクシー事業者も地域の公共交通事業者と考えておりまして、地域公共交通事業者の支援ということで定住促進課地域公共交通係のほうで予算を計上させていただいております。

今回、積算として、今、口で言ってしまいました資料につきましては、後で資料提出をさせていただきたいと思います。

〇議長(重松一徳君)

提出は委員会でいいですか。品川議員。

〇11番(品川義則君)

資料提出は委員会で結構でございます。

それから、基山町の中小企業ですね、やっぱり物価の高騰もありますし、そういった運送 業のまた運送代の高騰もかかってくるんですよね。ですから、経営が非常に厳しくなってい る内容、素養が幾つも増えてきているんですよね。ですから、その辺のところを配慮いただいて、上限のことはあるでしょうけど、そこを一時的に少し緩やかにしていただいて、本当に支援が必要な町内業者がたくさんいますので、今ぎりぎりのところはいっぱいあると思うんですよね。ですから、事業所がなくなってしまうと、雇用がまたなくなってしまいますので、そういったところは非常に地域経済に影響しますので、十分配慮いただいて、政策をよろしくお願いいたします。

〇議長(重松一徳君)

産業振興課に関する分は後でまた出てきますので、そちらでいいですか。山田定住促進課 長。

〇定住促進課長(山田 恵君)

すみません、後ほど委員会のほうの資料で提出させていただきますが、コミュニティバスのほうの積算根拠の考え方としては変わらないのですが、支援金の金額が原油価格高騰分の2分の1と事業継続分の2分の1を足して10万40円となりましたので、上限額を10万円としております。こちらについては、詳細を書いた資料を委員会で提出させていただきたいと思います。

〇議長 (重松一徳君)

17ページの2款1項7目、13目。いいでしょうか。中村議員。

〇 1 番 (中村絵理君)

すみません、こちらもどうしてもここで聞いておきたかったので、13目のふるさと応援寄附基金費のところで、補正前の額とは変わっていないんですが、2節の給料が432万2,000円、一般職の方が減額になっておりますね。ということは、一般職の方はいらっしゃらなくなるという判断でよろしいんでしょうか。

〇議長 (重松一徳君)

平野財政課長。

〇財政課長 (平野裕志君)

ふるさと納税係がございまして、3月まではふるさと納税係長ということで専任の係長が おりましたけれども、4月から財政係の係長と兼務になっております。その分の正規職員分 の人件費を減額させていただいて、今回、会計年度任用職員を雇い入れるための報酬の増額 をお願いしているところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

中村議員。

〇1番(中村絵理君)

そうしましたら、兼務をなさっているということなので、そこはほかの会計年度任用職員の方と一緒にやっていただけるということでよろしいですか。というのは、ここはすごい大事な部署じゃないかというふうに私は思っていて、兼務でやられているんですけれども、会計年度任用職員の方だけで大事な部署をやっていけるのかなと、ちょっと余計な心配かもしれませんけど、そこのところを御説明をお願いします。

〇議長(重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

はっきり御説明したほうがいいと思いますので。

ふるさと納税を一番大きくしたときの担当課長の再任用が3月で切れたので、その方を会計年度任用職員としてここの担当につけております。そして、サポートにまたPAの売上げを伸ばした方をつけて、とにかく今も減っていますので、この減りを止めてやらなきゃいけないということをすごい問題視しておりますので、それに加えて、今までの係長も予算の係長として残しておりますので、本当にふるさと納税に今力を入れてやっていこうというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

では、18ページ、2款1項15目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(重松一徳君)

19ページ、2款2項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

20ページ、2款3項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

21ページ、2款4項4目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

22ページ、3款1項1目に入りますけれども、ここで1目の18節、生活支援臨時給付金事業を含めて、まず、追加資料12ページの説明を求めて、ここで質疑をしたいと思います。

追加資料の12ページをお開きください。

内容について福祉課とこども課にありますので、まず、福祉課の分について説明を求めま す。吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

それでは、追加議案書の12ページをお願いいたします。

福祉課のほうからは、表に記載しております給付金のうち、住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金と生活支援臨時給付金、また、プレミアム付商品券につきまして御説明をさ せていただきます。

まず、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金につきましては、令和3年度、令和3年12 月議会ですけれども、こちらのほうで予算を計上させていただきまして、御可決をいただい た部分です。

対象につきましては、令和3年度の非課税世帯、また、生活保護受給世帯、家計急変世帯が対象になりまして、1世帯当たり10万円の給付金となっております。全て10分の10の国庫からの財源があるものでございます。対象の世帯につきましては1月下旬頃に通知をいたしまして、令和4年2月頃から申請をいただいておりまして、4月下旬頃で大体給付金の給付は終わっているところでございます。

その右側の項目ですね、こちらの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が令和4年度も実施されるということで国のほうから通知が来ております。ただし、令和4年度の給付対象者につきましては、令和4年度の非課税世帯、家計急変世帯になってまいります。ただ、その中で、令和3年度中に同様の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を既に給付されている世帯につきましては除かれるということになっております。ですので、新たに令和4年度に住民税非課税世帯になった世帯、また、家計急変があった世帯というのが今回の令

和4年度の給付世帯になってまいります。

こちらの財源につきましては、同事業の令和3年度から令和4年度に繰り越した事業費が ございます。約5,000万円ほど繰り越しておりますけれども、この中で市町において財源と して支出ができるということであれば、国のほうからその財源を使うことということで通知 がなされましたので、今回、補正予算等は行っておりません。

その中で、この令和4年度の対象者につきまして、基本的には住民税非課税世帯、家計急変世帯なんですけれども、その下にも令和4年度の生活保護受給世帯につきましても新たに生活保護世帯になられましたら1世帯当たり10万円、また、児童扶養手当受給世帯のところも新たに非課税世帯の場合には世帯当たり10万円ということで、ずっと1世帯当たり10万円と書いてありますけど、これは各世帯に該当するからといって10万円が上乗せされていくわけではございませんので、どこかに該当すればというか、基本的に非課税世帯、家計急変世帯であれば1世帯当たり10万円ということで給付がなされるものでございます。

続きまして、今回6月の補正予算で計上させていただいております生活支援臨時給付金の 御説明をいたします。

こちらは対象世帯を150世帯ということで見込んでおります。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を活用させていただこうと考えております。

こちらの対象世帯につきましては、令和4年度に課税世帯の準要保護世帯、特別児童扶養 手当世帯、多子世帯に対しまして、1世帯当たり2万円の給付を考えておるところでござい ます。

この下に書いております令和3年度の非課税世帯は対象外とするようにしております。なぜかといいますと、先ほど御説明いたしました住民税非課税世帯の1世帯当たり10万円の給付がなされる世帯については、今回の生活支援臨時給付金の対象からは除かせていただこうと考えております。

また、下の米印の真ん中の行に書いてあるんですけれども、国の給付金支給世帯は、町独 自の生活支援臨時給付金と子育て世帯生活支援臨時給付金については対象外とするとしてお りますけれども、準要保護世帯のうち、児童扶養手当を受給されている世帯があります、そ ちらの児童扶養手当受給世帯につきましては1人当たり5万円の県からの給付金がなされま すので、その世帯につきましても今回の生活支援臨時給付金の対象からは除かせていただこ うと考えているところでございます。 続きまして、中ほど、プレミアム付商品券の給付について御説明をいたします。

こちらも財源といたしましては、地方創生臨時交付金を活用しまして、プレミアム付商品 券の給付を行おうと考えているものです。

対象世帯の見込みといたしまして、約700世帯を見込んでおります。

こちらの対象世帯につきましては、令和4年度に非課税世帯のうち、65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯、また、生活保護受給世帯にも記載しておりますけれども、令和4年度非課税世帯の一人暮らしの高齢者世帯、また、令和4年度に児童扶養手当を受給されている非課税世帯につきまして、プレミアム付商品券を1世帯当たり3冊給付を考えております。

こちらの対象世帯の考えといたしましては、非課税世帯につきましては、先ほど最初に説明いたしました1世帯当たり10万円の給付金がございますけれども、そこは国のほうが支援するというところで、やはり最も生活支援が必要な世帯になると考えております。ただ、町のほうではその中でも特に一人暮らしの高齢者世帯と児童扶養手当の受給世帯、こちらはひとり親世帯になりますけど、こちらの世帯につきましてはその中でも特に生活支援が必要な世帯になると考えておりますので、こちらにつきましてはプレミアム付商品券を3冊、内訳としましては、金券を2冊と銀券を1冊、合計で2万500円相当分の金券になりますけれども、そちらのほうの給付を予定しているところでございます。

対象世帯の内訳としまして、令和4年度非課税世帯の一人暮らし高齢者世帯で約640世帯を見込んでおります。また、児童扶養手当受給世帯の非課税世帯といたしまして60世帯を見込んでおります。合わせて700世帯を見込んでいるところでございます。

福祉課の給付金の説明につきましては以上になります。

〇議長(重松一徳君)

続きまして、こども課のほうからお願いします。山本こども課長。

〇こども課長(山本賢子君)

こども課から子育て世帯生活支援に関する給付金のことについて説明をさせていただきます。

同じ追加資料の12ページを御覧ください。右側2つの欄がこども課の事業となっております。

まず、こども課の子育て世帯生活支援特別給付金ということについて説明をさせていただきます。

これは事業説明書45ページに詳細の説明を記載させていただいておりますけれども、国の給付金でございまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合対策事業といたしまして、真に生活に困っている方々への支援措置の強化が盛り込まれましたので、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり一律5万円の給付金をプッシュ型で給付するというものでございます。具体的にはひとり親で児童扶養手当を受給している世帯の児童やその他の住民税非課税の子育て世帯の児童1人につき5万円を支給するものでございますけれども、表を御覧いただきますと、令和4年度児童扶養手当受給世帯といたしまして、この分は児童扶養手当の受給を担当されております県を通じて支給されますので、基山町におきましては、ひとり親世帯以外の世帯、ここは国の表現を取りまして、あえて2人親世帯の場合というふうな書き方をいたしまして、非課税世帯のところに表記を入れておりますけれども、このひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対しまして給付金の支給を実施いたしますので、関連予算として今回の補正予算で計上をお願いしているところでございます。

続きまして、一番右側の子育て世帯生活支援臨時給付金についてでございます。

これは今回の新型コロナウイルス対策の臨時交付金事業として基山町で独自に給付を行う ものでございまして、対象世帯を1,330世帯と見込んでおります。先ほど御説明いたしまし た国のほうから手厚く子ども1人当たりに5万円を受け取られる子育て世帯を除いたゼロ歳 から18歳以下の子どもを養育している子育て世帯に1世帯1万円ということで給付金を給付 したいというふうに考えております。

なお、今説明いたしました子育て世帯臨時給金の対象と、あと、先ほど福祉課のほうから 御説明のありました生活支援臨時給付金とは重複する世帯があるということで、重複する場 合には子育て世帯の臨時給付金と生活支援の臨時給付金とを重ねて支給をされるということ で考えているところでございます。

説明は以上です。

〇議長(重松一徳君)

追加資料の12ページ、今説明を受けた部分について質疑があれば。品川議員。

〇11番(品川義則君)

福祉課のプレミアム付商品券、これは金と銀を配付されるということですけれども、なぜ 銀なのかですね。生活に困窮しているから支給するならば、銀ではなくて普通の一般の全店 で使える、生活用に全部使える――なぜかと。金では全てのものは買えないわけですから、 それを補うために全店で使える商品券を配付したほうが、飲食店の銀券を配付するよりも生活困窮者、受給者にとってはありがたい商品券かなと思うんですけれども。

〇議長(重松一徳君)

吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

給付する券につきましては、金券を2冊と銀券を1冊ということで考えておるところでございますけれども、一般に使える得券になりますかね、10%の給付をなぜしないかというお話を議員されてあるのかと思っておりますけれども、得券につきましては町内でも限られた店舗しか使えないというところもございましたので、金券、銀券というところで……(発言する者あり)すみません、町内の事業者で幅広く使える金券、銀券を給付いたしますことによりまして、給付される世帯に限らず、町内事業者のほうの経済支援も行うということで考えておりますので、金券、銀券の給付とさせていただいたところです。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

おっしゃるとおり、得券は全ての店で使えますので、実際に何か足りないときには得券がいいんですが、これまで得券的なものはほとんど、98%ぐらい決まった店舗でしか使われておりません。今回はもちろん困っている方々をお助けするという意味合いはありますが、先ほど品川議員がおっしゃったように、非常に困っている事業者もたくさんおられるということ、まさにそれもありますので、そこの部分の事業者で買っていただけるようなものを金券が2セットと銀券が1セットというふうな形にしています。

それで、銀券は居酒屋のように思われがちですが、いわゆる一般の食堂とか喫茶店とか、 そういったところでも使えますので、使い道は非常に広いかなというふうに思っております。 そして、それが地域の本当に困っている中小企業の小規模事業者にとってプラスになると 思っておりますので、そういう意味で、今回、金券を2セットと銀券を1セットというふう な形にさせていただいているところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回のプレミアム付商品券の給付については、生活に本当に困っている人に配付するわけでしょう、政策の第一義は。非常に困っている事業者に対しては、にぎわいの事業で補っていこうとなっているわけですから、第一義に考えるなら、全店で使える商品券と中小企業の困っているところに使う、それだけで十分じゃないか。どっちかというと、全店で使える商品券だけでも十分ですよ。頂けるわけですから、1万円なり2万円なり。それが一番生活に困窮している方に対する支援じゃないですか。第二義は置いといていいんじゃないですか。それほど困っていらっしゃるというから、わざわざこういった商品券を給付するわけでしょう。何でもかんでもということは、こちらの勝手な言い分じゃないですか。頂いた方、本当に困っている方の利用したいものは何なのか、買えないものは何なのかを考えた場合の政策を私は今回の給付については考えるべきじゃないかと思うんですけど。

〇議長(重松一徳君)

答弁は。答弁はいいですか。松田町長。

〇町長(松田一也君)

繰り返しになりますけれども、事業者のほうと困ってある方と両方に効果があるというふ うなことで今考えさせていただいているところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

答弁になっていないですよ。今回の事業の目的は何ですか、第一義に。第一義の目的は何ですか。買えない人たちにも配ろうと、配付しようというなら、その方たちが一番使いやすい、買いたいものは何なのか、買わなきゃいけないものは何なのかですよ。配付先まで限定しているなら、やはりその方たちが何を欲しているかを真剣に考えてから政策を打ったらどうですか。

〇議長 (重松一徳君)

答弁は。(「お願いします」と呼ぶ者あり)

吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

給付の目的としましては、先ほどお話ししましたけれども、令和4年度非課税世帯の中で も特に生活に困っていらっしゃると思われる一人暮らしの高齢者世帯、また、ひとり親の児 童扶養手当の受給世帯というところで、最も生活のほうが大変だろうというところに支援を 行うということで対象者としているところでございます。

ただ、それと同時に、やはり町内の事業者への経済支援も考えておりますので、そういったところで金券と銀券のほうを今回させていただこうと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと考えております。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員……(「答弁になっていないですよ。なっていないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

~午前10時50分 休憩~

~午前11時00分 再開~

〇議長 (重松一徳君)

休憩中の会議を再開します。

吉田福祉課長から答弁を求めます。吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

商品券の利用できる店舗といたしましては、得券のみ利用できる店舗が13店舗ございます。 また、得券と銀券を利用できる店舗は26店舗ございます。得券と金券が使える店舗が94店舗 ということで、今、取扱いの登録店舗があるところでございます。

今回、なぜ金券と銀券のほうに絞らせていただいたかというところでは、得券が使えるところ、金券が使えるところ、銀券が使えるところ、得券につきましては幅広く使える店舗があるんですけれども、町内の大きな商店に得券の利用については集中してしまうというところで、以前の商品券の販売実績からするとそういったデータが出ているようでございます。ですので、銀券につきましては食堂以外にもテイクアウト等も御利用できますので、そういったところで通常の家庭の料理ではなくテイクアウト等で、日頃、家庭で作られているような料理ですけれども、テイクアウト等でそのときは買ってから食べてもらうというようなこともできるかと思います。

また、金券につきましては94店舗、いろんな事業所が町内にございます。日用品を置いて あるところ、雑貨を置いてあるところ、また、工務店等やいろんな生活に必要なものを扱っ ている店舗がたくさんございます。そういったところで、町内の幅広い事業所で使える金券 と銀券につきまして、また、町内の幅広い事業所を支援するためにも、金券と銀券を今回商 品券として給付することにしておりますので、そういったところで今回の対象の商品券につ きましては設定をしているところでございますので、この金券と銀券を配付するということ で御理解をいただきたいと考えております。

〇議長(重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

今のを簡単に言うと、金券でも銀券でもかなりの店舗でいろいろなものが買えるので、得券じゃないと買えないものは少ないんじゃないかということを言っているというふうに思います。

それから、一方で、議員のおっしゃる意味合いは当然それも一つの考え方でございますので、もしそうであれば、一番いいのは、本当に困っている人のためにはそういう得券も理屈は同じですね。得券も金券も銀券も同じなので、現金でプラスで払うという論理はもちろんあると思います。だけど、金券、銀券、得券でいえば、当然事業者も町民でありますので、そこまで配慮して、しかも、選択肢はたくさんあるわけなので、買えないもので宝の持ち腐れになるわけではございません。そういう考え方になってくると思いますので、そういうことだと思います。もし議員のおっしゃることで言われるんだったら、本当に困っている人は得券じゃなくて現金だということになると思いますので、そういう考え方で整理する必要があるかなというふうに思います。

〇議長(重松一徳君)

品川議員、3回終わっていますけど。(「いいですか」と呼ぶ者あり)じゃ、特例。認めます。

〇11番(品川義則君)

ありがとうございます。現金でいいじゃないかと言われると、さっき言われた第二義の事業所が困っているからという意味がなくなってしまうから、私は事業所に対してはプレミアム付商品券で基山町内でしか使えないということでクリアできると思うんですね。

一人暮らし高齢者の方がテイクアウトが欲しいからと、山間地にいらっしゃる方はどこに 行かれますか。中心市街地にマックスバリュ、テイクアウトができる大型店とか、町内の一 番大型店とかいうのはコミュニティバスで行かれますよね。飲食店に行かれますか、福祉課 長。行けないでしょう。テイクアウトの商品を買いには行かないと思うんですよ。家庭で味 わえないものは、やっぱり大型店とかにテイクアウトできるお弁当とか、いろんな食材があ るでしょう、代替品になるものが。今日は自分で作りたくないなと思うとき、そういったと ころで買われている方はいっぱいいらっしゃると。それでいいんじゃないですか。

生活困窮者の立場に立って考えると、福祉課長がそういった答弁をされるのはおかしいと 私は思うんですよ。店舗数が何ぼあろうが関係ないでしょう。その人たちが何が買えるか、 欲しいのを買えるようにするのが今回の事業じゃないですか。ぜひ追加で予算を組んでいた だいて、どこでも使える得券の給付をお願いいたします。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

1点だけ、コミュニティバスで大型店に行けるのであれば、コミュニティバスで基山モール商店街に行けますので、基山モール商店街は金券、銀券がメインになります。得券で基山モール商店街で買うことはないので。98%以上が得券は大型店で使われますのでですね。そういう意味で、それが事業者のためにプラスだとおっしゃるんであれば、それがプラスであればプラスかもしれないですけど、本当に困った人のためには現金、その代わり額は減りますね。今の予算額でいえば、総額の予算額は減ってしまいますけれども、現金を追加で、本当に困っている10万円の中の一部の人たちなので、そういう考え方というのはあるかと思います。

ただ、今回、議会からも商品券にできないかということを提案いただきました。それは基 山町の小さな事業者に対してのフォローという意味合いもあると思いますので、そういう提 案に基づいて、今回、追加で商品券を入れさせていただいていると、私たちの考えはそうい うことでございましたので、ぜひその辺りのところを御理解いただければなというふうに 思っているところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

末次議員。

〇5番(末次 明君)

関連ですけれども、コロナ禍後、地方創生臨時交付金として疑問というか、私がいつも 思っているのは、やはり本当に困った人のところに給付金が届いているのかなということで す。それと、事務処理とか、体がある程度動く人、それから、周りに世話する人とか支援する人がいる人は本当に得をするんですが、実際お一人暮らしでなかなか周りに知った人がいないという方に届けるためには、やっぱり品川議員のおっしゃったようなことを考えるべきじゃないかなと思います。そうしないと、今、国でも問題になっております、第三者が変なところに知恵を回して不正が働くということが給付金の問題ではありますので。

特にお聞きしたのは、町民全員が買えるのがありましたよね。ここにちょうど同じ金券が 2枚と銀券が1枚なんですけれども、これでもやっぱり本当は助かるんだけど、面倒くさい、 あるいは銀券は使わないという人は結構いらっしゃって、買わない方がたくさんいらっしゃ るんですよ。このときに今回のこの事業も既に考えた上で私たちが買う分は発行されたんで しょうか。これは産業振興課かな。

〇議長 (重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事 (大石 顕君)

今回の臨時交付金でのプレミアム付商品券の配付については、今販売しておりますプレミ アム付商品券を販売した際にはまだ考えはしておりませんでした。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

分かりやすく言うと、今からやらなければいけないということなので、まだ全然現金に戻すことも可能なので、むしろ同じ金額で――同じ金額というのは、だから、2万1,000円分を現金にすると1万幾らになるのかな、現金に戻して現金でお支払いするというんだったら、全然予算額も変わりませんので、それならいいよね。(発言する者あり)いやいや、だから、商品券という提案があったから、商品券を少しでも入れようとしただけなんで、それは分かってくださいよ。そのときに、じゃ、全協のときでもこれは現金がいいんじゃないかと言っていただければよかったと私は思うわけですから。だから、じゃ、同じ金額で1万何千円分かになると思うので、それをいわゆる券じゃなくて――今からでも大丈夫よね、別に消せるよね。

〇議長 (重松一徳君)

町長、もう提案しているんですから、今さらあれは駄目です。(発言する者あり)末次議

員。

〇5番(末次 明君)

いや、ちょっと私もそこら辺、頭が回らなかったんですが、これはまた新たに印刷をし直して、業務委託料とかいろんな、プレミアム付商品券だと全総額では1,700万円かかるんですが、そうすると、実際にこのプレミアム付商品券に回るのは1,400万円ですから、いろんな手数料が200万円以上かかるのかな。(「300万円」と呼ぶ者あり)300万円かかるんですか。そういうのをまたかけてこれを作ってということなんですか。そう考えると、何かそういうふうな、私、今回のというか、いろんな給付のときのシステムを改修するとか、そういうのに委託料が物すごくかかってくるような気がするんですよね。そうなると、これを私たちが買えるときに一緒にしておけば、案外スムーズに、高齢者の方でもわざわざ町民会館に出向いて自分で応募券を出して買われた方もいらっしゃるでしょうから、そういうときに買っていただければ二度手間も防げるし、今回のこのプレミアム付商品券の仕方としては、要らない人は受け取り拒否してもいいですよというのはちょっと乱暴のような気がしますけど。

〇議長 (重松一徳君)

答弁調整のために暫時…… (「すみません」と呼ぶ者あり) 松田町長。

〇町長(松田一也君)

この後、答弁調整をお願いしたいと思うんですが、逆に困っているだろうから家のほうに 送るという形になっているわけでございます、この新たなものはですね。

それで、先ほど言ったことのために答弁調整したいと思いますので、すみませんけれども、 よろしくお願いします。

〇議長(重松一徳君)

答弁調整のために暫時休憩します。

~午前11時12分 休憩~

~午前11時30分 再開~

〇議長(重松一徳君)

休憩中の会議を再開します。

追加資料12ページについて、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

では、事項別明細書に戻ります。

22ページ、3款1項2目。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

23ページ、3款1項4目、6目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

25ページ、3款2項1目、2目。中村議員。

〇1番(中村絵理君)

すみません、ここの3款2項1目の児童福祉総務費の11節. 役務費でしょうか、資料の28ページをお願いしたいんですけど、細かい話なんですけれども、ここの歳出部分の3款2項1目11節、通信運搬費、口座振込手数料というところを見ていたんですけど、ここの解釈の仕方がよく分からないので、教えてください。

こちらのほうは合計が25万9,000円になっているんですが、こちらの細かいところの表を 見れば、ここのところの11節. 役務費は29万1,000円になっていますでしょう。ここの差額 の3万2,000円はどこに行ったんやろうかと一生懸命探しているんですが、この違いはどう なっとるんかなというのを教えていただいていいですか。

〇議長(重松一徳君)

事項別明細と資料の金額が違うということですか。

〇1番(中村絵理君)

違うですね。事項別明細書の11節の役務費は29万1,000円だけど、こっちの資料のほうの 歳出の同じ項目は25万9,000円なんですね。だから、その差額3万2,000円がどこかに行っ ちゃっているんかなと。そこが見つけ出せなくて。

〇議長(重松一徳君)

山本こども課長。

〇こども課長(山本腎子君)

今、役務費の通信運搬費と口座振込手数料の補正予算額のことでお尋ねと思っております けれども、今見ていただいております議案資料28ページが子育て世帯生活支援臨時給付金事 業、これは町独自の事業でございますが、同じ資料の45ページに子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして、これは国庫のほうで行われる子ども1人当たり一律5万円を支給する事業といたしまして、同じ款項目のところで通信運搬費、それから、口座振込手数料を計上しております。その分で3万2,000円と25万9,000円を合わせて事項別明細書には金額が掲載になっているものでございます。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

〇1番(中村絵理君)

分かりました。

〇議長 (重松一徳君)

ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

じゃ、26ページ、3款2項4目、5目。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

2項4目のところはいいんですかね。17節の放課後児童教室備品、これは教育学習課でよ ろしかったですもんね。結構大きな数字ですよね。どういう部分の備品が入るのでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

今泉教育学習課長。

〇教育学習課長 (今泉雅己君)

こちらにつきましては、放課後児童クラブ分の備品になります。1つは、電解水生成装置、 今現在、生成装置が保健センターにございますので、保健センター等から電解次亜塩素酸水 を学童保育のほうに運んでおります。そちらの分を運ばなくていいように、放課後児童クラ ブのほうに設置する費用でございます。

それから、サーキュレーター等の機能も有した扇風機、それから、会議については対面式で今行っている会議もあるんですけれども、Wi-Fi環境も整っておりますので、タブレットのほうを増設したいと思っております。

以上を予定しているところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

中村議員。

〇1番(中村絵理君)

すみません、次に、同じ26ページの5目.保育対策費の18節.負担金補助及び交付金の保育所等給食食材費補助金ですね。ここのところも多分行く行く出てくると思うんですけど、国の物価上昇率の2%ということで計算してありますけれども、追加資料の15ページによれば、ほかのところは大体3%から10%ぐらいで計算をなさっているんじゃないかと思うんですけど、お尋ねしたいのが、本当にこの2%で大丈夫なのかなというのが1つですね。

給食を提供する方々にもこれは事前に相談とかされて、国の物価上昇率プラスアルファですね、これでいいのかなというところのお話とかはされてここに持ってこられたのか、いやいや、うちはこれでいいですといって持ってこられたのか、どっちなんかなと思いつつ、そこのところをお聞かせください。

〇議長 (重松一徳君)

学校給食の関係も一緒ですので、今泉教育学習課長。

〇教育学習課長 (今泉雅己君)

まず、追加資料の関係でございます。追加資料の15ページのほうをお願いいたします。

現在検討中の市町の状況について表のほうに掲載をさせていただいております。ただ、議会に上程、追加議案等でも検討しているというところで、市町名は掲載していないところでございます。負担金の総額としては3%から10%、こちらは聞き取りのほうで行っております。

ただ、大きく違う分につきましては、基山町は給食センター直営で行っております。直営で行っている関係で、給食食材の見直しだったり、メニューの見直しだったりが容易に行えますので、まず、物価上昇等で十分対応できるというふうにまずは1つ考えております。

それから、現在におきましても、まだ持ち出しを必要とするほどまでなっておりません。 今後、代替の食材等も上がることが想定されますので、それに備えて2%ということで計上 しております。

それからもう一点、ほかの市町と違う分につきましては、主食となる部分、お米であったり、パン、それから、牛乳については年度の単価のほうで1年間行えると聞いておりますので、今年1年間については2%で十分対応できるものと思っております。

ただ、皆さん御存じのとおり、タマネギ等であったり、天候の影響を受けて急に値上がり する食材等もございます。そういったものがもし急に出てきた場合については想定以上の分 も出てくるかと思いますけれども、栄養士等もメニューの変更等も可能ということで聞いて おりますので、今想定の範囲では十分対応可能というふうに思っております。

〇議長(重松一徳君)

中村議員。

〇1番(中村絵理君)

今御答弁いただいたんですけれども、今後まだいつまでこれが続くかは分からないので、 取りあえず今年度はということだったんですけれども、来年度来るやもしれん、また次もど うなるか分からないので、ここのところは子どもたちの食事を守っていくところなので、十 分御検討なさって、次にもし何かあったらまた追加策とか、そういったことも御検討いただ きながらやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

今泉教育学習課長。

〇教育学習課長 (今泉雅己君)

まず、教育委員会として予算の追加ということも念頭に入れないといけないと思いますけれども、教育委員会として一番言いたいところは、まず、給食の値上げを行わないでいいように十分給食のメニューを考えていきたいというふうに思っております。もし値上げをして、昨今の状況、生活の厳しい家庭のほうが非常に多いような場合については再度お願いをする場合もございますけれども、こちらについてはまだ庁内のほうできちんと議論をしておりませんので、その場合についてはまた御提案をさせていただければと思います。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

品川議員。

〇11番(品川義則君)

担当課長にお尋ねいたします。お願いでございます。

給食費の値上げをしないで済むような予算ですね、これからまだ、今言われたように、最 低限、やっぱり今の現状を維持するということの、激変すれば分かりませんけれども、ある 一定の責任を持って給食費は上げないという答弁を欲しいんですけど、いかがでしょうか。

〇議長 (重松一徳君)

柴田教育長。

〇教育長(柴田昌範君)

今、議員から御指摘がありましたように、給食費の値上げについては今年度についてはまずないというところを、保護者に対してもお願いすることがないようにきちんと対応したいと思っております。

来年度以降についてですけれども、できるだけそういったことがないようにということで しっかり対応していきたいと思いますが、昨今の状況で様々な要因でやむを得ないという場 合もあるかもしれませんけれども、努力はしたいと思っております。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

本来、ここはこども課の関係ですけれども、こども課のほうから何か答弁はいいですか。 山本こども課長。

〇こども課長(山本賢子君)

こども課といたしましては、保育所等の給食食材費に対して、それぞれの施設に対する補助金ということで考えております。現在は小学校、中学校のほうの給食費に合わせて2%相当額ということで計算をしておりますが、現在、試算をいたしましたときよりもさらに物価の上昇率が上がっているということもございまして、その分につきましては今後また追加などをお願いするような検討もさせていただきたいとは思います。

それから一つ、佐賀県のほうが佐賀県内の保育施設に対する給食費の補助を検討しているということで先日情報が参っております。国のほうが示す同じ新型コロナウイルスの物価上昇分の費用を使って県のほうが実施されるということですけれども、これが間接補助ということで、佐賀県内の市町のほうがその県の事業に乗れば県が出す費用もあるということで情報が来ておりますので、そちらのほうへの組替えなども検討を今後させていただきたいとは思っているところでございます。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

次に行きます。

27ページ、4款1項1目、3目。天本議員。

〇2番(天本 勉君)

委託料の脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事務委託料1,068万8,000円、これは資料の中で土日祝日、町民貸出し、午前、午後ありますけれども、そこら辺の保険料がこれで17万6,000円、大体どういう内容か。事故とかあろうと思うんですけど、そこら辺の対応の内容が分かりますでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (井上信治君)

基山町の公用車全て同じですけれども、町村会の保険のほうに加入しております。こちらは同様の保険が利用可能でございますので、公用車と同様の保険の予算も組ませていただいているところでございます。

内容については公用車と同じですので、対物だったり、そういう事故のときの補償については通常の公用車と同様の額のものです。詳細まで詳しく御説明できませんけど、申し訳ありません。

〇議長 (重松一徳君)

天本議員、いいですか。

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

所管外ですので、質問させていただきます。

細かいことは担当委員会のほうに譲りますけれども、まず、これは環境基本計画の施策の一つで、低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進という中の一つとしての取組ということで考えてよろしいんでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長(井上信治君)

基山町環境基本計画にのっとった事業の一つとして考えております。

〇議長 (重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

当初予算で再生可能エネルギー導入検討事業というところもありまして、これが含まれるのかどうかがよく分からないんですが、再生可能エネルギー導入検討事業の委託料ということで、今年一年かけて、脱炭素社会に向けての町としての取組としてどういったことをやったらいいのかというようなことを検討するというふうに伺っております。

本来であれば、それを待ってこういった事業が出てくるのかなと思っていたんですけれど も、今回ぽんとこういう事業が出てきたという、その辺の整合性というのはどういうふうに お考えなんでしょうか。

〇議長 (重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (井上信治君)

当初予算のほうでお願いしております再生可能エネルギーの導入については、これから進めていきたいと思っております。

町長の当初の施政運営方針の中でもカーシェアに取り組むというようなことはございましたので、そちらのほうに向けての検討というのは進めていったところでございます。本年度、5月に入りまして、国のカーシェアと太陽光の再生可能エネルギーの同時導入、それに加えて、町民の皆様に御利用いただくようなカーシェア、そして、防災の強化ということを一体のパッケージにした交付金事業というのがございまして、こちらのほうが申請順というような形で募集がございましたので、今回計画にもございますし、その方向性で検討しておりましたので、この事業のほうも進めさせていただきたいということで今回上げさせていただいております。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

まず、電気自動車の導入については前々から検討していたんですが、だから、今回2台分の電気自動車の費用以内で電気自動車プラス太陽光のカーポートプラスカーシェアのシステム、町の持ち出しは電気自動車2台分以内で全部やれるということの一番いい補助が目の前にぶら下がりましたので、であれば、ちょうど集落支援員の車もまだ1台用意できていない

のがあったので、それも含めたところでやればいいというのと、これから環境は、電気自動車とか太陽光はもちろんですが、シェアリングエコノミーの考え方はすごく大事だというふうに思いましたので、チャンスだと思いまして、電気自動車を入れるというのは前々から決めておりましたので、別に導入調査によるものではございませんので。一方、じゃ、導入調査は何をやるかというと、太陽光発電をどこかいい置くところがないだろうかとか、生ごみのリサイクルは何かいい方法はないか、プラスチックのリサイクルはいい方法はないか、風力とか小水力とか、そういうほかの再生可能エネルギーの可能性はないかとか、その辺りを調査するというふうになっておりますので、その辺の整合性は取れているというふうに思っております。

〇議長 (重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

内容がその辺が少し分かりにくかったので。

集落支援員の方がいきなり最先端の電気自動車に乗れるというのは非常にうらやましい限りですけれども、ただ、こういうカーシェアリングをやってきて町民の方に試すということになると、やはりそういう環境問題の意識を高めるという部分でも電気自動車に乗り換えたいというような意識向上というのも出てくると思います。そうなってくると、再生可能エネルギー等の導入の調査結果というところを評価して、最終的には、来年度か再来年度か分かりませんけれども、例えば、電気自動車を購入する場合には補助金をつけなくちゃいけないとか、そういうところも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

その辺は最終的には分かりませんけれども、評価が出る前にこういったカーシェアリングを町民の方にしていただくということは、そういった結果にもなるかと思いますので、あとの細かいところは委員会のほうに譲りますけれども、ぜひその辺の今後の対策については御検討いただければと思います。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

一応参考程度ですけれども、今度出る三菱の軽自動車は55万円の国の補助も出るということで、国が率先して今から電気自動車を進めていくと思いますので、むしろ我々は電気自動

車とは実際どんなものなのかと。何か電気自動車はすごく違うものと思ってあるかもしれないけど、ごくごく普通車と同じでございますので、それを分かっていただくという意味が大きいのではないかというふうに思っております。

〇議長(重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

国の55万円は存じ上げております。東京都のほうも補助等を出しておりますし、多分、来年度に向けたら、ほかの自治体もいろんなところで補助金を出すような自治体が出てくると思います。三菱の電気自動車は非常に手頃な価格で購入可能だと思います。そういうところで他自治体との比較がされないように、ぜひ進めていただければと思います。要望です。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

品川議員。

〇11番(品川義則君)

今回の予算は1,900万円近くかかるわけですけれども、事業説明書を協議会の中で要綱は 策定していないのかと聞いたら、まだしていないと。事業をするのが年末ですか、だから、 それまでにはということなんですけれども、ほかのプレミアム付商品券の給付とかは要綱を つくっていますし、ほかのも説明はありますよね、詳しくどういった対象でするとか。これ はカーシェアということで町民の方に貸すわけですよね。そういった重要なことを要綱がで きなくて議会にお願いしますと言われることについて、町長はしようがないなと思ってい らっしゃるのか、こういうやり方しかできないんだというふうな説明になるわけでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

担当課には要綱の話もしておったんですが、とにかくこれは早い者の補助金になっております。それこそいつになったらストップするか分かりません。という意味では、今回それに間に合わせるということになったので、それを急いだのと、それから、カーシェアも、基本、お金を取らないカーシェア、いわゆる広報事業でやりますので、そういう意味でいうと、あとはアプリがすごく進んでいるので、基本、アプリで全部やれますので、一々窓口で鍵を貸

したりすることは一切必要ありません。自分のスマホだけでできる話なので、あとはなるだけ急いでその要綱をつくらせていただきたいと思いますし、そういうふうに今担当課にもお願いしているところなんでですね。ただ、とにかくまずは申請することが先だったもので、なかなか要綱まで間に合っていないという状況なので、急いで、それこそなるだけ早く要綱をつくりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

プレミアム付商品券とかほかのやったら、そんなに町民の方に万が一ということはないと思うんですけれども、車ですので、事故があった場合、責任はどうなるのか、また、死亡事故とか、自損なのか、そのようなことも詳しく分からないと、町として責任が持てないと思うんですよね。これから急いでつくられるということなんですけれども、でも、予算として事業で進めていくわけですよね。その辺のところが少し違和感が私としてはあるんですけれども、その辺、町長はどうお考えですか。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

もちろんそういうルールをきちっと決めなければいけないと思っておりますし、ただ一方で、当然、自分の過失で事故を起こした場合は、過失した人の責任で、それまで全部町が持つ必要はないと思いますので、そういうルールできちんとさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

どちらにしましても、新しいものというのはほかの自治体が今やっているわけではございませんので、プレミアム付商品券みたいに全国どこでもやっているようなものとは違います。でも、遅れている理由にはなりませんので、至急、なるだけ一日でも早く要綱をつくりたいと思いますので、そういうことで御理解いただければと思います。

〇議長 (重松一徳君)

ほかに。末次議員。

〇5番(末次 明君)

町長にお伺いしたいんですけれども、基山町ではゼロカーボンシティ宣言をして、率先し

てこのような再生可能エネルギーを利用した自動車の活用をしたいという思いは分かるし、こういうことが本当のゼロカーボンシティ宣言した基山町の責務かなというふうにも思っています。町民としてもそれなりに覚悟はしておりますが、やっぱり環境問題とか、こういうふうなのは金がかかるなということなんですが、ぜひ町長のほうからは、広報なり、あるいはホームページ等で町民の方にこういう形で今回はこういうゼロカーボンシティ宣言に基づいてこういうことをしましたということで、町民の方が、ああ、それやったら総額で1,800万円も使っても納得するなというふうな言葉をぜひ町民向けに発信していただきたいんですが、いかがでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

それはぜひさせていただきたいと思います。

それから、2,000万円かかるといっても、もともとのこの再生可能エネルギーの補助金と、あと、補助負担分の裏負担は臨交金の裏負担分、武道場のクーラーで使ったものが使えますので、本当に今がチャンスで、臨交金もなくて、それから、この補正予算もないなら、それは2,000万円全部出さなきゃいけないんですけれども、今回はすごくタイミング的に有利になっています。同じことを来年度やろうと思えば、2,000万円やらなきゃいけないと思います。

ただ、それは理由にならないと思いますので、きちんと説明して、多くの方にゼロカーボンの大事さが分かっていただけるように伝えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (重松一徳君)

末次議員。

〇5番(末次 明君)

私も電気自動車は欲しいんですけど、今の状況からいくと、国民感情、目線からいくと、 やっぱり割高なんですよね。だから、それが今回のことである程度広まって、逆にたくさん 広まれば、また価格も下がってくると思うんですけれども、その辺りはしっかりと本当に基 山町全体でPRしていただきたいと思います。回答は結構です。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

これを認めていただいて事業を実施したら、ぜひ皆さん自体がシェアリングして乗っていただいて、電気自動車がどうだったのか、もちろん町でもきっちりPRしていきますが、ぜひ議員の皆さん方におきましてもよろしくお願いしたいというふうに思っております。

〇議長 (重松一徳君)

河野議員。

〇8番 (河野保久君)

話は別のところですけど、報酬のところで、環境審議会の回数が増えるということで報酬を13万7,000円かな、補正を組んでいますよね。それは審議会のほうから回数を増やしてくれと言ったのか、何か特別に新しいテーマができて審議会を予定よりも増やすようになったのか、その辺の増えた経緯を教えてください。

〇議長(重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長(井上信治君)

本来、当初予算のほうでお願いするべきところでございました。再生可能エネルギー導入の委託事業を進める中で、審議会の中で御意見やそういうものをまとめていきたいというふうに考えておりまして、1回分しか当初予算で組ませていただいておりませんでしたので、その分に対応できるように今回お願いをしているところでございます。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

29ページ、6款1項2目、3目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

次、29ページ、6款2項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ここまで午前中の審議を行うという形で、13時まで休憩します。

~午前11時58分 休憩~

~午後1時00分 再開~

〇議長 (重松一徳君)

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書30ページをお開きください。

7款1項1目、2目を審議します。

その前に、追加資料の14ページをお開きください。

中小企業等緊急支援事業についての追加資料が出されていますので、これについて説明を 先にしてもらいます。大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

資料のほうで説明させていただきます。

中小企業等緊急支援事業ということで、今回の臨時交付金を活用しまして行う事業でございます。この事業は大きく3つに分かれておりまして、まず1つ目がエネルギー効率化整備事業、2つ目がチャレンジ支援事業、3つ目が緊急対策支援事業となっております。

概要についてですが、エネルギー効率化整備事業については、今回の原油価格、物価高騰等の影響を受けた中小企業等に対して、エネルギー効率の高い設備を導入した場合に費用の一部を補助するものでございます。

続いて、チャレンジ支援事業については、同じく物価高騰等の影響を受けた中小企業に対して、新分野への展開や新商品の開発など、新しいことに挑戦する、そういった取組を行う 事業に対して費用の一部を補助するものでございます。

まず、(1)と(2)のほうから先に御説明させていただきます。

補助対象者については、(1)、(2)ともに町内に店舗や事業所を有する中小企業者、小規模 事業者、この中には農林事業者も含まれてございます。対象事業者については、(1)、(2)と も一緒でございます。

補助金額、補助率については、(1)、(2)同じく上限が50万円、下限が10万円、補助率が3 分の2以内という形になってございます。

算出根拠については、(1)、(2)とも50万円の10件程度を想定してございます。

対象の基準、こちら精査中ではございますが、以下のいずれにも該当するものというふう

に考えております。まず1つ目が、コロナ前と比較して売上げが減少。これはパーセンテージを特に設定するものではなく、一定の売上げが減少したところが対象になると考えてございます。続いて、原油価格、物価高騰等により任意の連続する3か月間の全体経費、もしくは仕入れ金額の合計が前年平均の三月分、1年間十二月ありますので、1年間の全体経費を12で割りまして、それの掛ける3を比較しまして、その上昇率が10%以上、これはまたはではなく、かつになってございますので、両方該当するところがこの補助事業の該当する形となります。

続いて、対象の例ですけれども、(1)のエネルギー効率化整備事業については、ここに記載のとおり、空調設備、冷凍冷蔵設備、業務用給湯器、あと工作機械、印刷機械等になってございます。(2)のチャレンジ支援事業については、こういった新商品の開発などに伴います機械装置だったり、システム構築、パソコンのソフトウエアとかそういった形、広報宣伝費、出展料、システムの開発費用、専門家謝金、委託費等が対象になってございます。

続いて、(3)の緊急対策支援事業についてです。こちらは令和3年度まで実施しておりま した事業継続の緊急支援金、そちらのほうを少し継承したような形で制度設計してございま す。

こちらのほうも中で①、②と2つに区分しておりまして、まず、①の中小企業者等に対する枠でございます。こちらは概要については新型コロナウイルス感染拡大及び原油価格、物価高騰等の影響が顕著である中小企業者等に対して支援金を交付するものでございます。

補助対象者については、(1)と(2)の中小企業者等にプラスしまして、介護施設、障がい者 施設、そちらを運営するような事業者、そちらのほうも対象にしてございます。

補助金額については、10万円の定額で補助を予定してございます。

算出根拠については、10万円掛ける約90件を想定してございます。

対象基準についてです。こちらも以下のいずれにも該当するもの。ただし、介護施設、障がい者施設については若干算定の基準が異なりますので、別段に分けてございます。こちらがコロナ前と比べて売上げが20%以上減少、こちらは以前実施しておりました事業を継承するものとなってございます。続いて、原油価格、物価高騰等により任意の連続する3か月間の全体経費、もしくは仕入れ金額の合計が前年平均の三月分と比較して10%以上上昇していることとしてございます。これは上の(1)、(2)と同じような基準になっております。こちらについては、新型コロナウイルスの影響を受けて、また、原油価格高騰等の影響もなおかつ

受けている、そういった影響が顕著である事業者への応援的な支援という形にしております。

介護施設、障がい者施設については、売上げ等の判断比較ができませんので、原油価格高騰等により任意の連続する3か月間の全体経費、もしくは仕入れ金額を該当月の施設利用者総数で除したものの合計が前年の全体経費、もしくは仕入れ金額を施設利用者総数で除したものの三月分と比較して10%以上上昇としてございます。こちらは施設利用者の数によって経費が増減しますので、施設利用者1人当たりの経費で判断させていただくように設計してございます。

こちらは対象についてはありません。

続いて、②の行政区自治会についてでございます。

こちらの概要については、各自治会が各区の公民館に新型コロナウイルス感染症対策に係る備品を整備する場合に費用の一部を補助するものでございます。

対象者は行政区自治会となってございます。

補助金額、補助率については、上限5万円、下限が1万円となっておりまして、補助率は 2分の1という形でしております。

算出根拠は上限の5万円掛けるの17区分ということで17件という形にしてございます。 対象基準につきましては、各区の公民館に配置する場合というふうにしてございます。 対象の例ですが、こちらは空気清浄器であったり、非接触体温計だったり、非接触消毒液 スタンド、また、サーモ検温計とか、そういったものを想定してございます。

説明は以上です。

〇議長 (重松一徳君)

質疑のある方は挙手をお願いします。中村議員。

〇1番(中村絵理君)

すみません、3つほど。

まず1つ目が、1番目のエネルギー効率化整備事業、町内に店舗や事業所を有する中小企業者、こちらのほうの補助金を上限50万円として出すということでしたけど、私、この間の会議でお尋ねしたんですけれども、もう少し遡ってこの支援をすることはできないのかと伺ったときに、新型コロナウイルス対応のほうでそういう事業はしてしまって終わっておりますと、だから今回はこっちのほうに切り替えますみたいなことを言われたんですけど、思い起こせば、新型コロナウイルスのほうで対応してあるのは、多分上限が3万円で、各事業

所の消毒薬とか、そういった備品を買うものというのが対象だったと思うんですね。それが終わってしまって、しばらくエアポケットの時期があって、その間に業者の中には、ずっと新型コロナウイルスとかでドアを開けっ放しとかにしなきゃいけないので、エアコン代とか電気代もいっぱいかかるから、頑張って効率のいいものに設備を切り替えたところも実際あるんですね。だから、そういったところは新型コロナウイルスでの対象にはならなかったけど、今回、高騰があったからということでこういうのが出てくるんやったら、ちょっと微妙に目的が違うといえど、結果論的に効率のいいもの、そういうのに少し枠を広げていただくことはできないんだろうかというのが1つ。

それともう一つ、3番目の緊急対策支援事業の中の1番目の中小企業者等の介護施設、障がい者施設の基準、ここのところがよく私は理解できないのが、米印の施設利用者総数で除したものの合計と今おっしゃったのが、人数によって経費が違うからということなんですが、もうちょっとここを具体的に、一体どういう効果がこれで生まれるのかがよく分からないので。

それと3つ目が、行政区自治会に補助をいただけるということで、大変これはいいことだと思うんですが、ここが上限が5万円の補助率が2分の1、ほかはみんな3分の2が補助率なのに、なぜこの行政区自治会だけが補助率2分の1で収まっているのかというところ、これはほかに合わせても10万円ぐらいの予算だから、ほんのちょっとでも自治会もお金があったらうれしいんじゃないかと、補助率が上がったらと思うので、ここら辺のことを質問したいと思います。

〇議長(重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

2番目の質問については、福祉課のほうから回答させていただきます。

まず、1つ目の枠を広げて、以前設置した分についても対象にしていただけないかという 御質問についてなんですけれども、御存じのとおり、補助金の性質からいって、事前に着手 したものについては基本的に該当にはならないということと、もう一つ、令和3年度まで実施しておりました新型コロナウイルスの事業継続支援金、そういったものの御利用をしていただく必要があったのかなというふうに考えておりますし、こういったエネルギー効率の高い施設の導入については、国の事業もかなり活用できるものがございましたので、そういっ

たものの御相談をこちらからもお受けするべきだったというふうに考えてございます。

3つ目の質問についてです。自治会の補助率についてですけれども、この補助率2分の1というのは、まずは(1)と(2)の支援事業関係との差異という形で、こちらのほうが3分の2の補助にしておりますが、こちらはある程度前向きに事業をする必要がある。投資があってリスクを背負う必要があるということで、3分の2にしてございます。また、こちらの備品の整備については、これも令和2年度に一度事業者対象として実施しておりまして、そちらの補助率が2分の1ということもございまして、そことの兼ね合い。その代わりといってはなんですけれども、そのときの備品の上限が3万円の補助率だったんですけれども、それを今回、公共的に地域の皆さんの拠点として活動されるという自治会ということもありまして、上限を5万円、そこでバランスを調整させていただいております。

以上です。

〇議長 (重松一徳君)

吉田福祉課長。

〇福祉課長(吉田茂喜君)

福祉課のほうから介護施設、障がい者施設の基準のところを御説明させていただきます。

今回、介護施設、障がい者施設への事業者の補助につきましては、他の中小企業者への補助と比べて、売上げが20%以上減少しているという項目については対象としないようにしております。なぜかといいますと、福祉サービスや介護サービスでは国の基準でそういった費用が決められているところもございまして、基準以外に請求をできるものではございません。といったところで、福祉事業者につきましては売上げというような概念がなかなか適さないのかなと考えております。そういうところで、原油価格や物価高騰等により任意の連続する3か月間の全体経費を該当月の施設利用者総数で除したものの合計が前年の全体経費を施設利用者総数で除したものの三月分と比較して10%以上上昇としているところでございます。

こちらのほうにつきましても、施設の利用者が増えれば全体経費というのは上がるため、 単純に経費が10%以上上昇したではこの分については測れないと考えておりますので、全体 経費を利用者の人数で除することによって、利用者お一人当たりにどれぐらいの経費がか かったか、それが前年と比べて今年度の連続する三月分で10%以上上がっているということ が試算されれば、そこの部分につきましては補助対象とすると考えているところでございま す。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。中村議員。

〇1番(中村絵理君)

すみません、そうしましたら、最初からエネルギー効率化のほうについては、取りあえず 先に先に読んで、この不況の波を乗り越えなきゃいけないという方たちもいて、やっぱりそ ういうことをされてきているわけですから、出たときに申し込んだ人がオーケーで、そこを 頑張ってやっちゃった人が何となく、じゃ、早くやんなきゃよかったみたいなことになるの も心的に悲しいものがあるなと思うので、今後もしそういうのがあれば、早め早めに通達と か周知をお願いしたいと思っております。

それから、公民館のほうも、去年もということで今おっしゃった。それは分かりますので、そういう理由で2分の1なのだなというのは仕方ないとしても、ぱっと見た目に、ほかがみんな3分の2なのに何でうちだけ2分の1というのがあるから、そこはそう思った次第です。それから、障がい者施設とか介護施設のほうですね、もしこれを周知なさるとき、これは日本語的にむっちゃ難しいですね。なので、もっと施設の担当の方々にもっと分かりやすく、申請しやすいように、何かそういう配慮をお願いできたらと思っております。以上です。

〇議長 (重松一徳君)

答弁はいいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) ほかに。品川議員。

〇11番(品川義則君)

産業振興課参事が行政区自治会の予算について説明されていますけれども、所管はどこになるわけですか。事業ですと産業振興ですけれども、行政区自治会に関しては総務文教委員会じゃないですか。所管が違うのかなと思うんですけれども。まちづくりやっても総務文教委員会でしょう。なぜそういうふうなことになっているのか、説明をお願いいたします。

〇議長 (重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

品川議員がおっしゃるとおり、行政区自治会については所管はまちづくり課であったり、 行政区については総務課ということになってございますけれども、この中小企業等緊急支援 事業については広く事業者を含めるような形にしてございまして、行政区自治会で活動する、 そういった自治会を一つの事業者と捉えて、そういった方が地域拠点を活用していろいろな 活動をしていただけると、そういうことになれば、地域経済の活性化、そういったものにも つながるということを含めまして、この事業の一環としてさせていただいてございます。

〇議長(重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

今のように産業振興課の方が説明をされる、答弁をされるならば、この件については総務 文教では審査できないということになるわけですか。

〇議長(重松一徳君)

ちょっと答弁調整させてください。

暫時休憩します。

~午後1時19分 休憩~

~午後1時21分 再開~

〇議長 (重松一徳君)

休憩中の会議を再開します。

大石産業振興課参事から答弁をお願いします。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

先ほど品川議員がおっしゃったとおり、こちらの事業については、すみません、私も再度 の説明になりますけれども、自治会だったり行政区については所管は違いますけれども、こ の事業そのものについては事業者の支援という形でやらせていただきますので、所管は厚生 産業常任委員会のほうでお願いいたします。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

では、自治会のほうから申請は産業振興課が受け付け、決裁も産業振興課がするということでよろしいんでしょうか。まちづくり課が決裁するとなるとおかしくはならないですか。 その辺のところの整理をしていただかないと我々も困るなと思ってですね。ですから、我々が審査しなきゃいけないことを忘れてしまうと我々も責任が出てきますから、その辺の整理 をしたいので、こういった質問をさせていただいております。

〇議長(重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

この事業の制度設計であったり事業の申請については全て産業振興課で行いますし、御協力いただいている関係課については、合議等で情報共有をしていきたいというふうに考えております。

〇議長 (重松一徳君)

いいですか。

ほかに。鳥飼議員。

〇9番(鳥飼勝美君)

こういうシステム、いろんな補助制度があって、いろんな対策で困っている人たちに補助金をやるとですけど、問題は、これを町民の方がどれだけ知るか、利用してもらうか、これが一番大事と思います。一応ここに30件とか10件とか書いていますけど、持続化給付金の横領の問題とか詐欺の問題とかいろんな問題で、チェックするとはなかなか難しいと思います。しかしながら、スムーズにそういう該当者に会ったら補助をして、少しでも助けるという大事な目的があります。このPR等は商工会を通してとか、いろんな面があるでしょうけど、区長の公民分館にもありますけど、この辺の住民に周知はどういうふうに実際はされる予定ですか。

〇議長 (重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

事業の周知については、広報紙だったりホームページはもちろんのこと、各区長会議であったり、そういったところにPRをしていきたいなというふうに考えてございます。また、商工会も通して事業者の皆さんに行き渡るように、そういった周知、また、周知の資料についても、皆さん御承知のとおり、複雑な事業となってございますので、要領、そういったものも簡易に分かりやすいような説明資料を作成しまして、PRしていきたいというふうに考えております。

〇議長 (重松一徳君)

鳥飼議員。

〇9番(鳥飼勝美君)

よろしくお願いします。特に、公民分館、17区あります。今設置してあるかどうか知りませんけど、これがあそこはあって、こっちはないとか、そういうことじゃなく、最低でも、ここに17区と書いていますように、17区予定されております全区がそういう施設とかがされるように、担当の方、よろしくお願いしておきます。要望です。

〇議長(重松一徳君)

河野議員。

〇8番 (河野保久君)

単純な質問です。コロナ以前からと書いてありますけれども、何年からという並記のほうがよろしいんではないかなというような気がするんです。コロナ以前というと、何かいかにも漠然としていて。コロナも長くなっていますから。

〇議長(重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事 (大石 顕君)

すみません、こちらは概要の掲載とさせていただいております。要綱制定のときについては、実際、詳細については、2020年4月以降から新型コロナウイルスが、緊急事態宣言等を出された期間ですね、そこと考えまして、それ以前、2020年4月より前をコロナ以前というふうに捉えたいと考えてございます。

〇議長(重松一徳君)

河野議員。

〇8番 (河野保久君)

それはこの交付要綱か何か出すときには明記するわけですね。

〇議長 (重松一徳君)

大石産業振興課参事。

〇産業振興課参事(大石 顕君)

交付要綱についても、皆様に周知するPR資料についても、こういったところはきちんと 期間を設定しまして、周知したいというふうに考えてございます。

〇議長(重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

30ページ、2目. 観光費もいいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

では、次に行きます。

31ページ、8款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

32ページ、8款2項1目、2目。松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

所管外ですので、1点だけ伺います。

8款2項1目と次のページの8款3項1目にも予算計上されております。地図等のデータに関することだと思いますが、事業計画書も読ませてもらいました。私も最近よく町民の方から言われるのが、以前、資料請求も行ったんですけれども、行政区ですね、地図上で何区がどこにあるか。新しい町民の方も増えていますし、どこが何区になるのかというのは分かりませんけれども、そこら辺を記載するようなデータというのは御検討いただけないんでしょうか。

〇議長 (重松一徳君)

熊本総務課長。

〇総務課長(熊本弘樹君)

行政区域につきましては総務課のほうが担当しておりますけれども、今持ち合わせておりますのがアナログ的な地図でございます。今回のGISの中に取り込むことができるかどうかというのは少し技術的な話になりますので、そこについては、少し原課のほうとも協議をさせていただきながら進めさせていただければと思います。

〇議長 (重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

いろんな各行政区同士での交流会等もありますし、その方たちがどこにお住まいなのかというのも、よく皆さん、小倉とか宮浦じゃなくて何区という行政区を言われるケースがかなり多いので、ぜひ御検討いただければと思います。要望です。

〇議長(重松一徳君)

あと、いいでしょうか。天本議員。

〇2番(天本 勉君)

委託料、橋梁詳細調査・補修設計業務委託料606万円、以前、この場所は丸林のところの離合施設ですね、それのちょっと下流側の石橋のところの設計業務と理解しておりますけれども、あのとき以前、地元の区長と、あそこの設計をしたときの業者、私も現場立会いに説明会に行ったんですけど、そのときにあそこの橋梁の部分はあらかたの設計はできておりますという委託業者の方の説明だったんですね。そこはあらかたの基本的な設計で、今回この詳細設計、ちょっとここら辺りの関連を説明をお願いします。

〇議長 (重松一徳君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

待避場を造ったとき、開渠をボックスにしましたので、そのときの説明の意味は、要は水 路の容量が橋梁の部分まで加味して、ちゃんと待避所のボックス化が橋梁と同じような容量 を満足させていますということだと思います。

今回、橋梁の詳細設計をさせていただきたいというのは、今年2月に点検したところ、あ そこが古い橋梁ですので、昔からの大きな石を基礎として使われて、その上にコンクリート の床板が乗っているという部分でしたので、非常にそこが傷みが欠損等ありまして、広がり つつあるということで、交通規制等をかけなくていい時期にそういったのを事前に修繕して、 橋の強度を確保するという形の修繕になりますので、今回は橋梁の設計となっております。

〇議長 (重松一徳君)

天本議員。

〇2番(天本 勉君)

これはその設計の業務委託料で、工事費じゃないんでしょう。ちょっと確認です。

〇議長 (重松一徳君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

今回お願いをしています補正の606万円につきましては、橋梁の詳細部分の調査と、その調査結果を基にして橋梁の付け替え、ボックス化というのを一つの検討材料になりますけれども、そういった形の橋梁の修繕に係る分の設計費となっております。工事費は今回は含んでおりません。

〇議長 (重松一徳君)

ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

では、次に行きます。

34ページ、8款3項1目、3目。中村議員。

〇1番(中村絵理君)

33ページ、ここのところ、ちょっとせこいような話で申し訳ないんですが、8款3項3目12節に委託料というのがあって、樹木剪定委託料が162万8,000円ですけど、資料の44ページをお願いしてよろしいでしょうか。私はどこでこれをお聞きすればいいのかなというのが分からず、ちょっとここになってしまったんですが、緑の景観づくり事業の中で、剪定されるところがSAGA2024国スポの関係でと。これで補助金が出るということで、それで、そこに書いてある事業計画の中に、総合公園、猪の浦児童公園、基山小学校及び基山中学校の敷地内における樹木の伐採や剪定と書いてあるんですが、ああ、なるほどと思って読みながら見ていたら、猪の浦児童公園というのは14区のあの公園のことですかね。そこで、それは私が住んでいるところの近くだから、それはそうかなと思ったけれども、よく考えてみると、この国スポ関係の補助金の、猪の浦児童公園に皆さんが国民スポーツ大会とかで来て、集うんかなとか、何かちょっと違和感があるんですね。

ここが20万円ですね。下の歳出のところ、20万円が上がっているけど、ここの款項目は2 款1項5目12節やないですか。ここに20万円というのがあるから、最初に戻って、そこの款項目を見たら、そこには20万円というのは記載されていなくて、戻ってすみません、怒られるかな、16ページの財産管理費、ここのところにこの款項目は多分当たるんですね。でも、ここにはそれがないから、この20万円というのはどういう会計処理をしてあるのか。それやったら、私としたら、例えば、憩の家とか、あそこら辺のほうがまだいらっしゃって、こ んな多世代交流とかのセンターがあるんだよねとか、いらっしゃってあそこの庭に出たら草木がいっぱいぼうぼうじゃなくて、あそことか、ここの猪の浦児童公園はありがたいけれども、ここで出すべきところなのかというのがちょっと分からなくて、そこのところを御説明してもらっていいですか。

〇議長 (重松一徳君)

平野財政課長。

〇財政課長 (平野裕志君)

まず、この緑の景観づくり事業で実施をさせていただく分は、国スポ・全障スポの会場となる総合公園一帯と、あと、練習会場になる学校の体育館であったりとか、そういうところを経由するような場所を想定されていますので、そういう意味で、けやき台駅から若基小学校につながる一つのルート上に猪の浦児童公園があるという捉え方で、この事業にのっけさせていただいているという状況はございます。

2款1項5目に20万円がないとおっしゃるのは、もともとここには例年行っております植 栽管理の予算を持っております。例年、スポット的にやるような予算もここに幾らか持って おりますので、そこの内部で事業費を少し組み替えさせていただいて、この県からの補助金 をそちらのほうに充当することによって事業にのっけていこうとしておりますので、実質的 な歳出額は、この2款1項5目については増減はございません。そういう状況です。

〇議長(重松一徳君)

中村議員。

〇1番(中村絵理君)

けやき台駅からいらっしゃるということをあまり想定していなかったので、ルートといえばルートなんだけれども――分かりました。ありがとうございます。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

じゃ、続き行きます。

34ページ、9款1項1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

35ページ、10款1項2目。いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

36ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

先ほど中村議員が質問された関連なんですけれども、ここは小学校の10款 2 項 1 目 12節、樹木剪定委託料145万9,000円、これは基山小、あと次に中学校も入っていると思うんですけど、国スポは2024年にありますよね。それで、今年は2022年、来年は2023年。だから、今年の事業だから、いつされるかはちょっと私も分かりませんけど、年内にはこの事業はされると思うんですけど、具体的にどういう形の管理をなさるのか。私、自営業が造園業をしているから、ごめんなさい。低木を今年管理したら、もう来年はすぐ伸びていますよ。そういう感覚ですると、何をどういうふうに小学校の練習会場になるから管理をされるか分かりませんけど、私的だったら来年でも十分いいんじゃないかな。そして、2024年に向けたほうがね。今年しても多分来年はまた伸びていると思うんですよ。だから、そういうことも気になりましたので、どういう手入れをされるかをお尋ねします。

〇議長(重松一徳君)

今泉教育学習課長。

〇教育学習課長 (今泉雅己君)

小学校と中学校につきましては、基本的には高木の剪定です。低木については通常行っておりますけれども、高木は伸びた場合に随時行っておりましたけれども、これを機会にまとめて行えればというふうに考えております。具体的に言いますと、小学校部分については、体育館の裏部分の高木の剪定です。中学校は全体的に行いますけれども、エントランスの桜の木も含めたところでの高木の剪定を予定しているところでございます。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

では、次に行きます。

37ページ、10款3項1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

38ページ、10款4項1目、2目、3目、4目。松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

これも所管外ですので、10款 4 項 1 目の10節、17節、これはキャンプ場の件だと思います。資料の27ページですね。これは全協のときも少し質問させていただいたんですけれども、全体計画、町長はその年その年によっていろいろ変わってくるので、今後、状況を見ながら整備等をやっていかれたいというふうにはお答えされたんですけれども、まず、老朽化した部分を整備していくことは分かるんですが、例えば、キャリーワゴンとかモバイルバッテリー等を設置するようなお話もありまして、どういう感じで整備していくかというイメージがなかなか分かりにくいというところで、今現状、階段しかないところをどうやってキャリーワゴンで運ぶような状況をつくるのか。キャンプするところで電源があれば充電できるので、わざわざモバイルバッテリーを準備する必要があるのか、それがキャンプと言えるのかというようなところもあるんですが、町としてこのキャンプ場をどういう方向に持っていきたいのかというのが、事前の調査での報告書は拝見しましたが、町としてのお考えがよく分かりませんので、具体的に用品まで出しておりますが、その辺の御説明をしていただけますか。

〇議長 (重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長(井上信治君)

キャンプ場の整備につきましては、もともとはコロナ禍におきまして利用者がほとんどの施設が減っておりますが、件数が大きく増えている、過去最高を2年連続で更新しているというような状況でございます。そういう背景もございまして、キャンプ場の今の施設を大きく変えることなく、あまりお金をかけずに、少し工夫することで町民の方も町外の方も皆さん使いやすい形にできないかなということで提案をしていただいたところでございます。それぞれ議員の皆様にはお配りさせていただいておりますが、内容的には調査報告というような内容となっているものでございます。

その提案の中でございます低予算で軽微な改良、修繕の範囲内で魅力ある施設にするという提案と、これは金額は500万円程度でございますが、それと、一定の予算を必要とするけれども、重要性が高い施設の更新の提案ということで、概算1,000万円程度の提案をしていただいております。基本的には今の施設を大きく変えずにやっていくというようなことで御

提案をいただいておりまして、この提案の中から今回実施をさせていただこうというような ことになっているものでございます。

備品のほうにつきましては、アンケート等もございまして、上まで運ぶのが大変だということもありまして、キャリーワゴンを設けたいと思いますが、階段ではなかなか難しいところがございますので、階段の反対側の、若干斜面との境にはなりますけれども、そこを利用して上まで引っ張っていけるんじゃないかというふうに今考えているところでございます。モバイルバッテリーにつきましても、そういうニーズがあるというふうにお伺いしておりますので、こちらのほうで充電させていただいて、御利用を希望される方にお貸しするというような形を考えております。

〇議長 (重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

私もキャンプは好きなので、ぜひここを有効活用できるような状況にしてほしいというのはあるんですけれども、キャリーワゴンというのは、その階段と反対側にスロープを造るような感じですよね。今、落ち葉とか樹木がないところにスロープを造られるんでしょうけど、そういった構想というのは我々は全く知らないんですよね。そこが実際スロープというか、整備するのに予算をかけるのかどうかというのも分かりませんし、モバイルバッテリーとかをキャンプ場で、本来そういった野外活動するのは、防災の面とか、いろんなコミュニケーションの必要性も加味されているんでしょうけれども、グランピングとかとなれば別でしょうが、キャンプ場ということで町が利用量を考えると、あまり華美な施設整備というのは必要ないと思います。利便性は大切です。スロープを造って、勾配がついていますので、そういうところへの配慮というのは、ファミリーキャンプとかになると、いろんな道具を持って運ばなくちゃいけないでしょうから階段を上っていくのは大変でしょうけれども、何かいまーつ分かりにくいところがあります。この後は所管のほうに譲りますが、もう少し分かりやすい内容を御検討いただければと思います。答弁があれば答弁していただいて結構ですけれども。

〇議長 (重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長(井上信治君)

キャンプをされる方というのは、やっぱり本当にキャンプが好きな方、それから、レクリエーションでやられる方と、様々な方がございますので、そういうような御意見の中で、今回そういうものを準備したいというふうに考えているものでございます。

キャリーワゴンにつきましては、やはり駐車場から上に上がるときにも御利用いただけますので、整備が必要ない範囲で使っていきたいというふうに思っておりますので、工夫しながらやっていきたいと思っております。

〇議長(重松一徳君)

松石健児議員。

〇3番(松石健児君)

すみません、ちょっと最後に1点だけ。これも所管のほうで議論していただきたいんですが、募集のやり方ですね。ネット等を使って事前の申込みをするとかということも考えているということを言われておりました。その辺のことも踏まえて、内容を御説明いただければと思います。

〇議長 (重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長(井上信治君)

今年度の4月から導入を始めておりますが、JPQRコードという総務省が出していらっしゃいますQRコードを使って、それぞれのお持ちのスマートフォンとかに、ペイペイとか auペイとか、そういう電子のお金を使えるような方に関しましては、お申込みの段階から 役場のほうにお越しにならなくても、やり取りとしてはファクスかメールになると思うんで すけれども、お申込みいただいて、こっちから金額とQRコードを送らせていただいて、それを受けた方がその機械を使って読み取ってお金を支払うと。そして、支払いの確認ができたら、うちのほうから許可証をまたお送りするということで、手間はあまり前と変わっていないんですけれども、役場に来なくてもお申込みができるということで、4月からで今10件ほどはそういう御利用があっておりますので、今後そちらの普及も進めていきたいと思います。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

鳥飼議員。

〇9番(鳥飼勝美君)

18節の区公民館建設等に対する補助金537万5,000円、これは3月の当初予算、いわくつき というか、大きな問題をはらんだ補正予算補助金が今度上がってきました。そもそもこの問 題については、令和4年度の当初予算の審議の中で、令和4年度の当初予算に町長が1,200 万円の公民館並びに、ちょっとはっきり分かりませんけど、消防格納庫の補助金を――数字 は1,200万円ぐらいだったと思いますが、1,200万円の補助金を当初予算に計上されました。 予算特別委員会の審議の途中、どこをするのかと、どこの補助金かと委員のほうから問いた だしたところ、執行部は全くどこか分かりませんと、計画は現在のところありませんと。そ ういう予算を当初予算に計上するというのは、地方財政法上、目的のない支出に予算をつけ るのは違法だということで、議会のほうが町長の当初予算案に対して、予算特別委員長から 減額修正案が提出され、3月18日の本会議場で減額当初予算が成立されて、1,200万円を減 額されたわけです。しかし、町長は今年4月1日の全員協議会で突如、1,200万円の予備費 に修正で上がっていた予算を、予備費から補助金に流用しましたという報告がありました。 これをもって全く問題、こういう発想ができるというのはどう見てもおかしいんですよね。 予備費で何でもかんでも、1,200万円の公民館なり消防格納庫につけるということができる とすれば、予備費に全部予算を上げとったっていいんですよね。議会がタッチを、関与しな い、こういう予備費充用がなされました。

私も含め質問があって、町長は突如、全員協議会で、それでは予備費充用をやめますと取り消されました。1,200万円の予備費充用はなされておりません。だから、必要ならば6月補正予算で計上すべきということで、この公民館の五百何十万円が上がってきていると思うんですけどね。当時1,200万円だったのが600万円しか必要なかったと。あとの600万円は何だったのかと。こういうことは1,200万円を予備費充用したのは何だったのかと疑わざるを得ません。この経過について執行部の答弁を求めます。

〇議長(重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

冷静になって、よく思い出していただきたいと思います。最初、当初予算のときに、まず は消防格納庫が600万円、そして、公民館が600万円で、もともと消防格納庫が400万円の上 限だったので、それの改正も含めて、入れて600万円、600万円ということで出しております。 ちなみに、公民館はその前の年も600万円で出しております。公民館はその前の年から600万円だったんですね。消防格納庫がまかりならないというときに、だったら公民館も同じですよねというふうなことで、公民館の600万円と消防格納庫の600万円、合わせて1,200万円を予備費のほうに私は移されたと思っているわけでございます。

公民館のほうは前の年も600万円予算化して、それで使用していましたので、公民館のほうは要綱を変えたわけでもないし、言い方は悪いけれども、格納庫のあおりを食って一緒に予備費に移されたんだろうと、私はそういうふうに認識しておりましたので、公民館のほうから要望があったので、公民館から要望があった金額だけをいわゆる予備費でということでございますので、もともと格納庫と公民館の両方を合わせて1,200万円を予備費に移しとっただけなので、1,200万円もともとかかるみたいな話でも何でもないということでした。

私はそういうことだったので、公民館のほうは前の年も当初で600万円要求して普通に やっていたので、予備費の600万円の分は普通に使えるものだというふうに考えておりまし た。その考えが浅かったというのが全協のときに分かりましたので、すぐにその場で撤回さ せていただいて、今回、補正予算に積んでいるところでございますので、まず、1,200万円 というのは全くの誤解ですし、600万円の公民館のものは前の年も同じ金額の600万円を予算 化していたわけでございますので、その辺の内容もぜひ御吟味いただいてから、よろしくお 願いしたいというふうに思っております。ただし、予備費の理解が不足していたので、全協 でそういう報告をしてしまいましたので、そこはその場で訂正しておわび申し上げて、今回、 補正予算に計上させていただいているところでございますので、御理解のほどをよろしくお 願いいたします。

〇議長(重松一徳君)

鳥飼議員。

〇9番(鳥飼勝美君)

ということは、1,200万円のうち、あとの600万円は補正予算としては出てこないんですね。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

いわゆる600万円、600万円のものが予備費に移っただけなので、出てくる出てこないは私 にはよく分かりません。出てこようと思っても、要綱は変えていませんので、その600万円 のものは無理なので、もしその600万円、格納庫のほうを使おうとしたら、まず要綱の改正 をしないといけないということになると思います。

〇議長(重松一徳君)

鳥飼議員。

〇9番(鳥飼勝美君)

これはあれですけど、結局、私が言っているのは、町長の当初予算原案に1,200万円が出ていたから、600万円はどうですかと聞いているんですよ。しかし、町長としては、その600万円は何も使う予定もなかったと。だから、それは分かりました。何もないとですね、600万円しか。(発言する者あり)

一つ問題は、1,200万円の格納庫と、公民館の1,200万円の……

〇議長 (重松一徳君)

いや、600万円、600万円ですね。

〇9番(鳥飼勝美君)

ああ、600万円、600万円の当初予算案を、町長、議会に提出されたでしょう。だから、これは何に使うか分からんから、こういうのを当初予算に計上するのはおかしいということで、議会のほうで1,200万円修正されたでしょう。今度600万円が出てきたですよね。なら、残りの600万円は出てこないとですかと聞きよるとですよ。

それと、もう3回目ですから、もう一つ言います。私の昨日の一般質問の中で、格納庫は 基山町が管理責任、費用負担をすべきということをずっと言っています。先ほど町長が言う のは、格納庫に補助金を出すと。昨日から町長は今後検討しますとか、いろいろ言っていま すけど、格納庫の分を……

〇議長(重松一徳君)

鳥飼議員、議案に関することで質疑をお願いします。

〇9番(鳥飼勝美君)

はい。私は非常に不満を持っております。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

ちょっと冷静に感情的にならんようにしますね。すみません。600万円は当初、格納庫で

予算化しました。これは400万円が最高だったんですけど、それを600万円まで補助できるようにするということで、それを合わせて600万円を出しました。そうしないと、予算がないと勝手に要綱を変えられないということで…… (発言する者あり) 黙っとっていただけませんか、人がしゃべりよるときには。お互いにそうしましょう。私も途中でしゃべるのをやめます。言うのをやめますので。それで、そういうことで当初まず格納庫は600万円。それから、公民館はその前の年から600万円だったんです。だから、同じように600万円出させていただきました。そしたら、格納庫の600万円がけしからんということで、私に言わせると、公民館はそれに一連託生になってしまって、合わせて1,200万円が予備費のほうに移ったというふうにまず理解しているところでございます。

今回、その予備費に移った600万円の公民館のほうは実際弾が出てきたので、そのまま予備費を使おうとしたら、それは間違いということで、今回、訂正して出させていただいているということでございます。

じゃ、肝腎の格納庫のほうは、今も調べているんですが、法律上は5年前に変わったことは全くありませんので、ずっと前から、鳥飼議員がやられたときから何も変わっていません。 だから、もし今の5年間が違反だといえば、もう昔から何十年も……

〇議長 (重松一徳君)

町長、これは議案に関係ありません。

〇町長(松田一也君)

分かりました。

それで、ここからが大事なところです。じゃ、残りの600万円、格納庫のが全く出てこないかというと、それは出てくる可能性はゼロではありません。今のところ全然そんな話はありませんが、例えば、どこかが何かやりたいといったら、今の要綱は生きているわけだし、それから、もっと額を上げてくれという要望があれば、それはもう一回議会にかけて、9月議会でも12月議会でもかけて、そういう要望があれば、やる可能性は物理的にはあります。それを否定するものは、ここには何もないというふうに思います。そういうことで御理解いただければと思います。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 次に行きます。 38ページ、ほかにないですか。大久保議員。

〇4番(大久保由美子君)

すみません、やっぱり公民館のことですけど、鳥飼議員がおっしゃるようなことは申し上げませんけどね、今回、公民館で537万5,000円というのが計上されていますけど、たまたまここの追加資料に、コミュニティ助成事業というので、7区の防災のほうで事業をいただかれているようなんですけど、この実績の中に一般とか防災、センターと、ここでも、私は平成29年、3区、たまたま450万円、8区と一緒で……

〇議長(重松一徳君)

大久保議員、ちょっとこことは。

〇4番(大久保由美子君)

違うんですけど、それで、そういう事業もあるから、今回は公民館費ということから補助を出されますけれども、コミュニティ助成事業とかも、そういうのでもあてがうことはできなかったんでしょうかというお尋ねです。何か決まっているんですかね、その年にその事業が出てくるのは。あくまでも公民館は教育費のここでしか出せなかったんでしょうかということです。

〇議長 (重松一徳君)

井上まちづくり課長。

〇まちづくり課長(井上信治君)

そこにありますように、去年、10区の公民館のほうで活用していただきましたけれども、コミュニティセンター助成事業というのもございます。公民館等を建設する際の補助でございますけれども、これが県内で採用されるのが2件とか、少ない件数でございまして、公民館の古さとか、そういういろんな基準がございまして、17区につきましても、こちらのほうの申請を続けておりましたけれども、なかなか採択が難しいというような状況がございまして、今回、公民館の建設補助が600万円に上がりましたので、昨年上げたんですけれども、なりましたので、こちらのほうで待てないというか、区の総会のほうで決定されまして、町の補助金で修繕をしていくというようなことで、こちらを選ばれたということでございます。

〇議長 (重松一徳君)

いいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

では、次に行きます。

39ページはいいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

40ページ、10款5項1目、2目、3目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

41ページ、13款2項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

42ページ、予備費です。14款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

43ページ以降、何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第20号

〇議長(重松一徳君)

次に、日程第9. 議案第20号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の26ページをお開きください。

ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

次に、議案書27ページ、28ページ。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

すみません、ちょっとここで聞いておきます。ちょっと確認をさせていただきたいと思っ

ています。皆さん御存じのように、コロナ禍で売上げが減った事業者に対する国保税の特例 減免措置が出されております。来年3月31日までということになっております。これはずっ と延んできているわけですけど、4月1日からまたということだそうですが、これは周知は どのようにされているんでしょうか。

〇議長(重松一徳君)

酒井税務課長。

〇稅務課長 (酒井智明君)

コロナ減免の申請の件では、今年度もまた申請できるようになっております。それで、国保の納付書とか、そういったものを発送するときに、そういう減免申請ができる旨の案内の説明書、チラシとかを同封したり、あと、広報のほうでもまた周知をするように考えております。

〇議長 (重松一徳君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

いや、まだ「広報きやま」に載せてなかわけですよね。私のチェック漏れかなと思ったので、ちゃんとやっていらっしゃったかなと思ったので、今からまたきちんとやるということですね。

〇議長 (重松一徳君)

酒井税務課長。

〇税務課長 (酒井智明君)

広報の掲載については、また前年と同じような形で掲載をさせていただきます。

〇議長(重松一徳君)

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (重松一徳君)

では、事項別明細書に入ります。

3ページ、7款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

4ページ、歳出に入ります。

1款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

給与費以降についてありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、議案第20号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第21号

〇議長(重松一徳君)

日程第10. 議案第21号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、 本案に対する質疑を行います。

議案書29ページをお開きください。

ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

それでは、補正予算書に関する説明書に入ります。

令和4年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出の収入についてありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

3ページの支出について。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

次、6ページ、資本的収入及び支出の収入について。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

7ページ、支出について。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

9ページ、キャッシュ・フロー計算書について。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

あと、10ページ以降について何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

日程第11 報告第2号

〇議長(重松一徳君)

次に、日程第11. 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の30ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

31ページについて。いいでしょうか。32ページも含めて。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、報告第2号に対する質疑を終結します。

日程第12 報告第3号

〇議長(重松一徳君)

次に、日程第12. 報告第3号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

33ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

34ページ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(重松一徳君)

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終結します。

日程第13 報告第4号

〇議長(重松一徳君)

日程第13. 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の35ページ。ありませんか。品川議員。

〇11番(品川義則君)

土地開発公社ですけれども、昨年の報告でなかったですね、いろんな事業は。昨年度もなかったんですよね。これから土地開発公社を存続させて、どういう事業展開されるのか。数年前も保育所を造って、土地も取得していた。懸案の事項が終わったので、議会のほうから開発をしたらということは、町長からまたそのとき御説明あったんですけれども、ここ数年、事業がされておりませんし、もし今後も存続されるなら、どういうことをこの土地開発公社に事業として考えていらっしゃるのか、その説明を改めてお願いいたします。

〇議長 (重松一徳君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

まず、これまで数年間の反省が2例ぐらいあって、その一つは、町立保育園、基山っ子みらい館の道を広げるところですね。結局、補助事業とかを使う場合は、タイミングがすごく難しくて、例えば、相続がうまくいっていないから、こちらの補助事業のタイミングと合わないとかいうのがあって冷や汗をかいたことがそこでもあったし、今回うまくいったんですけど、丸林線の立ち退きの、今きれいに壊れています。あれもあったので、本来はこの2つとも土地開発公社で先にやっておかなきゃいけんだったという大きな反省がありますので、まずはこういうものがあるということ。

それから、今後については、立地適正化の話がいろいろほかのところで話題になったりしましたが、物によって土地の購入が補助金の対象になる事業があります。実際に幾つか今想定しているところもありますので、これも補助事業のタイミングで買わなきゃいけないので、言い方は悪いけど、事前に土地開発公社に買わしとって、補助事業のいいタイミングで土地開発公社から町が買うという形のことが具体的にもイメージできるのが幾つかありますので、あとしばらく、大変申し訳ない、何かそば屋の出前で、まだか、まだかみたいな世界なんで

すけど、さっきも言ったように、反省点もあるぐらいなので、この2つは土地開発公社をかませるべきだった。そうすれば、こんなにどきどきしなくてよかった。結果としては両方ともうまくいったんですけど、すごく肝を冷やした案件がありますので、そういう形で利用させていただきたいと思いますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〇議長(重松一徳君)

酒井副町長。

〇副町長 (酒井英良君)

ちょっと私のほうからもお話しさせていただきます。

去年の城戸三国線で用地を買うところが非常に難航したんですよ。今年度に買えるかどうかというようなところまでいきましたので、用地交渉はしていますので、買えなければ、それを工事費に移さないといけないんですね。ですから、その場合には、ぎりぎりでしたので、土地開発公社で用地を取得しようという話になって、佐賀税務署の税務協議書まで、事前協議ですね、それまで作ったんですけれども、用地交渉がそのところでうまくいきましたので、先行取得はできませんでしたけれども、ひょっとしたら先行取得をしていた。そうならないほうがいいんですけど、公社はそういう機動性も利きますので、今後、早めに先行取得をしていきたいというふうには思っていますけれども、そういうことで令和3年度は公社を活用するようなことになった事例もありました。

〇議長 (重松一徳君)

品川議員。

〇11番(品川義則君)

土地開発公社に関しては、この報告でこの1件しかできないわけですから、そういった情報を、秘密会でも結構ですから、できるだけ後々スムーズにいきますように、お話をいただける部分、情報公開できる部分、いろいろ分けていただいて、やはり議会は何も知らなかったとか、土地開発公社は何しているんだと言われても何も答えようがないと。素朴な疑問を我々も持っていますし、町民の方も持っていらっしゃると思いますので、やはり出せる情報、これは議会もきっちり秘密は守りますので、ある程度の共通、共有した認識を持てるような配慮をぜひお願いしたいと思います。

〇議長 (重松一徳君)

答弁は。(「結構です」と呼ぶ者あり)

天本議員。

〇2番(天本 勉君)

土地開発公社は、御存じのように、公有地の拡大の推進に関する法律に位置づけされております。予算化はされておりますけど、やっぱり土地開発公社は私は必要だと思います。だから、予算に毎年、先行公有地取得事業1,000万円定額で上げていただいて、そしたら、地権者の方も1,500万円控除があるからメリットがありますから、そういうふうに1,000万円でもいいですから毎年事業費を組んでいただいて、この公社を有効に活用して、事業の促進、推進を図っていただきたいと思います。要望です。

〇議長(重松一徳君)

答弁は。(「結構です」と呼ぶ者あり)

いいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第14 委員会付託

〇議長(重松一徳君)

日程第14. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

[資料配付]

〇議長(重松一徳君)

議案付託表配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(重松一徳君)

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (重松一徳君)

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。 本日の会議は以上をもって散会とします。

~午後2時15分 散会~